

9月14日（木）



# 令和 5 年 9 月 14 日 ( 木 曜 日 )

午前10時0分開議

## 出席議員 (39名)

1番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
4番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
5番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
6番	工 藤 隆 久	( 同 )
7番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
8番	荒 神 稔	( 同 )
9番	福 田 新 一	( 同 )
10番	本 田 利 弘	( 同 )
11番	山 内 い っ と く	( 同 )
12番	山 口 俊 樹	( 同 )
13番	濱 砂 守	( 同 )
14番	内 田 理 佐	(み や ざ き 未 来 の 会)
15番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17番	山 内 佳 菜 子	( 同 )
18番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20番	二 見 康 之	( 同 )
21番	後 藤 哲 朗	( 同 )
22番	山 下 寿	( 同 )
23番	野 崎 幸 士	( 同 )
24番	佐 藤 雅 洋	( 同 )
25番	安 田 厚 生	( 同 )
26番	日 高 利 夫	( 同 )
27番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームむか)
28番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33番	武 田 浩 一	( 同 )
34番	山 下 博 三	( 同 )
35番	日 高 陽 一	( 同 )
36番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
37番	中 野 一 則	( 同 )
38番	外 山 衛	( 同 )
39番	日 高 博 之	( 同 )

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
代 表 監 査 委 員	川 野 美 奈 子
人 事 委 員 会 事 務 局 長	田 村 伸 夫

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 代表質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、公明党宮崎県議団、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。公明党宮崎県議団、重松幸次郎でございます。

通告に従いまして、順次質問させていただきますので、知事をはじめ関係部長の明確な御答弁をお願いいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

新型コロナ分類が2類相当から5類へ変更となり、本格的な経済回復を考える時期であります。2020年の当初から3年にわたって、経済や社会生活が制約される異常な事態が続いたため、この間の日本経済の国内総生産（GDP）水準は、新型コロナ感染拡大前の水準を下回る状態が続いておりました。

加えて、物価・燃油高騰やデジタル化の遅れと半導体不足、さらには将来人口の減少化を見据えると、たとえ需要が急速に回復したとしても、供給制約に直面し、インフレを加速する事態を引き起こしていると、今後の長期的な経済成長の見通しを多くの経済学者が悲観的に見ております。

一方で、2024年問題、働き方改革関連法が適用される来年4月からは、物流業界のみならず、あらゆる産業の人手が不足し、サービスの低迷を強いられる社会問題を抱えている現状です。

そうした中で本県は、直面する様々な課題や今後の方向性を改めて整理し、令和22年（2040年）を展望した「長期ビジョン」と、今後4年間の実行計画となる「アクションプラン」を策定されました。

そこで、この4年間、アクションプランの推進にどのような姿勢で臨んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

次に、喫緊の課題である原油価格・物価高騰対策にどのように取り組んでいかれるのか、総合政策部長にお伺いします。

以上、壇上からの質問とし、以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えします。アクションプランの推進についてであります。

本県はもとより我が国は、少子高齢化による人口減少の進行に加え、長引く原油高・物価高の影響、さらには、デジタル技術等の進展や気候変動による自然災害の激甚化・頻発化など、複雑で予測困難な時代に直面しております。

このような情勢を踏まえ、県が定めた新たなアクションプランにおきましては、まずは、落ち込んだ県民生活・経済活動の早期回復を図り、本県を新たな成長軌道に乗せる「宮崎再生」を第一に掲げますとともに、出生率・出生数の回復に向けた少子化対策や、若者の県内定着の促進などの社会減対策、デジタル化・脱炭素化にも対応した人づくりや産業づくり、災害に強い県づくりなど、持続可能で未来志向の施策を盛り込んだところであります。

今後とも、現場主義や対話と協働、常在危機の意識を徹底した県政運営を基本姿勢として、県民の皆様の声にも真摯に向き合いながら、このアクションプランを県民一丸となって推進

し、誰もが幸せを実感でき、夢や希望を持てるような宮崎県の実現に邁進してまいります。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（重黒木 清君）〔登壇〕 お答えします。原油価格・物価高騰対策についてであります。

県としまして、これらの対策は、県民生活・経済活動の安定化はもとより、宮崎再生の早期実現や、次なる成長にとっても重要であると考えております。

このため、国の交付金や宮崎再生基金等を活用し、これまでも生活者支援として、保育所等の給食支援や、市町村と連携したプレミアム付商品券の発行、理容・美容・クリーニングの利用促進などに、また、事業者支援として、交通・物流事業者や農林漁業者への燃料・資材等の価格高騰分の補助などに取り組んできたところであり、

しかしながら、影響が長引くなど先行き不透明な状況が続いておりますので、引き続き、県内への影響の把握に努めるとともに、全国知事会等を通じて必要な要望を行うなど、国とも連携を図りながら、しっかりと対策を講じてまいります。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 それぞれに御答弁いただき、ありがとうございました。

コロナ禍からの反転、人口減少や社会変化の対応、国際情勢と最先端技術の進展など、現時点では予測のつかない状況もあるかと思いますが、であるからこそ全庁を挙げて取り組み、そして私たち議員も、国や市町村とも連携して、若者が将来に希望の持てる社会、活力と安心・安全な暮らしづくりに、共に前進してまいります。

次に、県民の命と暮らしを守る取組について

伺います。

初めに、台風による豪雨災害など、自然災害が頻発化・激甚化しています。また、近い将来、南海トラフで地震が発生することは間違いないと指摘されていることは、言うまでもありません。

改めまして、南海トラフとは、大陸プレートの下にフィリピン海プレートが沈み込んでいる場所を指し、このエリアでは、100年から200年の間隔で蓄積された「ゆがみ」を解放する大地震が発生しているようで、前回の発生は1944年、昭和東南海地震であり、間もなく80年が経過しようとしております。さらに、この震源域で、前々回の巨大地震である安政東海地震から90年ぶりでの発生となっております。

政府の地震調査委員会は、今後30年以内に南海トラフ地震が起こる可能性を70%から80%程度と予測しております。

政府の被害想定では、太平洋側の多くの地域で震度6強を超える強い揺れが襲い、最大で30メートルを超える津波が襲来。本県においては、建物被害は約8万棟の住宅が倒壊・焼失し、最悪のケースで、人的被害は約1万5,000人を超えると想定されています。

それら被害の甚大さはもちろんのこと、より深刻なのは太平洋ベルトでの被害で、経済的な生産活動は停滞し、例えば鉄道事業者は、運行を止め、安全確認をしなければならず、製造業の製造ラインの安全確認、金融・サービス業は、オフィスのエレベーターの閉じ込めの救出に数日かかり、修理・補修が終わるまで出勤ができず、業務にならないと指摘されております。

そもそも電力はどの程度で復旧するのか。政府の被害想定によれば、全国で最大2,930万軒が

停電すると想定されており、復旧には最大で2週間かかると考えられています。

また、浄水場や水道管の被害も発生し、そのほか港湾の被害が出れば、国内外への物流輸送は停滞し、さらに大量の瓦礫で、道路や河川、港の機能は著しく低下するであろうと予測されております。

まずは、交通と物流のインフラ整備、電力・水道といったライフラインの回復が最優先であり、町並みや住宅の再建は当分の間、後回しにせざるを得ない。

では、その間の避難所運営や市民生活への救援、また、医療・介護現場での支援活動など、どう備えるべきか。

南海トラフ地震だけでなく、台風や風水害、火山の噴火などなど、改めて「自分の命は自分で守る」という自助努力を認識し、県民全員への防災・減災への取組を、再度その情報発信を促していかなければならないと考えます。

そこで本題に入りますが、地域防災の強化を図るためには、幾つか組織があります。その一つに、災害時に住民の皆さんが地域ごとに団結し、自らの手で自らの生命・身体・財産を守るために結成された自主防災組織があり、また、長い歴史を持つ消防団は、住民の積極的な参加の下に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」も制定されました。日夜、地域防災に貢献されていることは言うまでもありません。

さらに、防災士は、2002年(平成14年)に設立された日本防災士機構が認証する民間資格で、我が国の防災と危機管理に寄与することを目的に、民間パワーで地域防災力の向上に貢献されています。

では、防災力を高めるには、地域防災の中核

を担う消防団員や防災士などを確保することが重要だと考えますが、県の取組を危機管理統括監にお伺いします。

**○危機管理統括監(横山直樹君)** 大規模災害時には、自分の命は自分で守る「自助」に加え、地域住民の支え合いなどの「共助」の取組が不可欠であります。消防団員や防災士は、その中心的役割を担う重要な存在であります。

このため、消防団員につきましては、県内の大学生や全ての高校生に、その重要性や魅力をアピールする募集チラシを配布するとともに、若手や女性団員による意見交換会を実施するなど、その確保に取り組んでおります。

また、防災士については、平成20年度から県が認定研修機関となり、宮崎県防災士ネットワークに委託して、県内各地で養成研修を実施するとともに、県ホームページで紹介するなど、その確保に取り組んでおります。

**○重松幸次郎議員** 消防団員、防災士の担い手の確保をよろしく願いいたします。

県の建設工事等入札参加資格に関する事項の中に、地域貢献として「消防団員の在籍数」を格付における総合点で加点する仕組みがありますが、防災士についてはまだのようではありません。

そこでお尋ねいたしますが、本県において建設工事発注に、建設工事の入札参加資格の認定において、従業員の防災士の資格取得についても評価すべきと考えますが、県土整備部長の見解をお伺いいたします。

**○県土整備部長(原口耕治君)** 建設工事の入札参加資格におきましては、土木一式工事などの5業種について、企業ごとに技術力や経営力、社会性などを考慮して、建設業者の格付を行っております。

建設業者は、防災・減災、国土強靱化の中心的な役割を担い、さらには災害発生時に被災現場での最前線に対応に当たっていただく、県民の安心と安全を守る大変重要な存在であり、現在、従業員の消防団加入を地域貢献として評価しているところであります。

議員御指摘のとおり、防災士についても、地域防災力の向上に貢献していると認識しておりまして、防災士の資格取得など、防災意識を高める取組を評価することは重要と考えておりますことから、今後、建設業関係団体の意見も伺いながら検討してまいります。

**○重松幸次郎議員** ありがとうございます。御答弁にありましたとおり、消防団や防災士などの立場で、災害現場に建設産業の方々がおられることは、災害発生後の連携を図るにも、的確な対応と機動力を増すことが期待できますので、御検討をよろしくお願いいたします。

次に、防災施設におけるフェーズフリーについて伺います。

フェーズフリーの意味ですが、日常と非日常のフェーズ(局面)の垣根をなくして、双方の価値を高めようとするものであります。

このフェーズフリーの質問は、昨年11月の一般質問で安田厚生議員もされておりました。その際は、「非常食や防災グッズなどのフェーズフリーのものを購入したり、使用したり、サービスを利用することで、自然に防災に参加して、結果として防災力を高めることにつながる」という内容の議論でありました。今回、私は、施設や事業にフェーズフリーを周知させることも重要だと思います。

先日、宮崎ブーゲンビリア空港での「南海トラフ防災展」に行っていました。また、今月19日から27日までは、同じくブーゲンビリア

空港で「私たちの防災展」も行われるようでありまして、空港ビルのホームページでは、「宮崎空港ターミナルビルが地域住民の方々の避難所になっていることや、近年、全国的にも大規模な災害が多発していることを踏まえ、今回の防災展を通して、改めて防災の重要性についてみんなで考え、必要な対策を講じていく機会となっただけだと思います」とありました。

会場には県職OBの大坪常務もおられました。熱心に御説明いただきました。

まさにこのような取組を、そして避難所として避難訓練もされているのがフェーズフリーであります。

そこで、防災グッズや非常食と併せて、避難施設や事業にもフェーズフリーの概念が広がるのが重要だと考えますが、県の見解を危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監(横山直樹君)** フェーズフリーについて、これまで県では、災害時に備え、レトルト食品など、ふだん使っているものを多めにストックし、使った分を補充するローリングストック法などを紹介しておりますが、災害時の電気自動車の電源利用やホテル避難、炊き出しに使えるかまどベンチの設置、テナホテルの避難所活用などもフェーズフリーの例として挙げられます。

フェーズフリーは、災害に強い社会をつくる上で、重要な概念であると考えておりますので、県の様々な広報媒体を活用しながら、こうした事例の紹介を行うことなどにより、フェーズフリーが県民に浸透するよう努めてまいります。

**○重松幸次郎議員** 民間、行政の施設がいつでもフェーズフリーであることが周知されていれ

ば、いざというときに安心につながりますので、さらなる展開をお願いいたします。

命を守る取組の最後に「#7119」について伺います。

救急車の出動件数は年々増加傾向にあり、救急車の利用がさらに増加することが予想されま

す。本県では、救急車で搬送された方の約4割が入院を必要としない軽症です。この中には、早い処置により入院とならなかった方もいますが、本来、救急車を利用する必要がなかったが、「救急車を呼べばいいのか判断に迷う」「今すぐ診てもらえる病院が分からない」などで、救急車を要請される方も多くおられると考

えます。既に、東京都、大阪府、京都府、奈良県など、九州では、福岡県が「#7119」システムを採用されておりますが、そこで、救急安心センター事業の「#7119」の導入について、県の考え方を危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 本県の救急出動件数は、平成25年に4万1,726件でしたが、令和4年の速報値では5万1,821件と増加傾向にあります。

このような中、医療機関を受診する緊急性や救急車を呼ぶ必要性などに、医師や看護師等が電話での相談に応じる救急安心センター事業、いわゆる「#7119」は、相談者の不安を解消するとともに、救急車の適正利用に資するものと認識しております。

一方、導入に当たりましては、その必要性や運営費用の負担の在り方等について、県や各市町村間での合意形成を図る必要があるため、先ほど議員の御紹介にもありました、福岡県などから情報収集を行うとともに、県内市町村や関

係機関の意見を踏まえながら、引き続き検討してまいります。

**○重松幸次郎議員** 御検討をよろしくお願いいたします。

また、よく似たサービスに「#8000」がありますが、こちらは、休日・夜間に子供の病気の対応に困ったときに相談できる窓口であります。電話をすると、小児科医師、看護師に直接相談でき、子供の症状に応じた対応や受診のアドバイスが受けられます。「#8000」は全国各地でも利用できますので、周知をまたお願いいたします。

テーマは変わりまして、県民の文化芸術・交流の促進について伺います。

4月の改選後、宮崎県議会文化芸術振興会が、日高陽一会長の下、32名でスタートいたしました。引き続き事務局長を仰せつかりました。会員議員の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症で、レッスンや公演中止を余儀なくされた文化団体の皆さんでしたが、今こそ文化芸術が持つ力を最大限に生かして、人々の絆や地域の交流を再生し、活力ある社会へ歩んでまいりたいと思います。

そこで、県の執行部から文化芸術に関する取組を伺いましたところ、みやぎきの神楽の支援サポート制度や、神話にまつわる講演会などの企画を伺いました。記紀編さん1300年記念事業からのさらなる展開に期待するところでございます。

そこで、本県ならではの文化資源を生かした地域づくりにどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県の文化資源には、今御指摘がありました神楽や神話、特色ある伝

統芸能もあれば食文化もある。また、若山牧水にちなんだ短歌文学への取組、国際音楽祭、様々な資源が長い歴史と豊かな風土に培われたもので、数多く受け継がれているわけでありませぬ。

県では、これらの文化資源を再認識し、今後の人づくりや地域づくりにつなげていくため、平成24年から9年間、記紀編さん1300年記念事業を展開するとともに、その集大成として、一昨年、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭を開催いたしました。

これらの取組を踏まえ、文化振興条例及び文化振興計画を策定したところでありまして、文化を活用した地域づくりを施策の柱の一つに掲げ、県民が文化を通じて連携し、地域に活力が生まれる宮崎づくりを進めております。

現在、県民向け講座であります「神話のふろさと県民大学」や、神楽の継承を支援いただくサポーター企業の拡大、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた活動などに取り組んでおりまして、引き続き、市町村や関係団体と連携しながら、本県ならではの特色ある文化資源を最大限に生かした地域づくりを推進してまいります。

**○重松幸次郎議員** 文化・芸術分野のさらなる振興と、またスポーツ振興も併せて、宮崎県の魅力を発信できますよう、よろしく願いいたします。

次の項目は、毎年7月上旬に我が党の国会議員も参加して開催しております政策要望懇談会に御案内したところ、今年も県内から14の団体様にお越しいただきました。その中から、県で取り組めるところの要望をピックアップして、幾つかお伺いいたします。

初めに、県精神福祉連合会の皆さんからのお

話を伺いましたが、精神疾患や精神障がいのある本人とその御家族は、次第に本人との会話をしなくなり、部屋に閉じ籠もる。また病院への受診拒否をするなど、切実な悩みを抱えておられました。

そうした中での御要望には、訪問受診の機会や、また家族会の皆さんと交流し、治療方法や日常生活などを語り合う居場所の費用助成などがありました。

また、重度障がい者(児)の医療制度を利用できるのは、身体障害者手帳1級から2級、療育手帳Aか、身体障害者手帳3級及び療育手帳B1両方を持っている方であり、精神障がい者は含まれておりませぬ。他県では県の制度が多くありました。

そこで、重度障がい者(児)医療費公費負担事業について、精神障がい者を助成の対象にできないか、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長(川北正文君)** 重度障がい者(児)医療費公費負担事業は、重度の身体及び知的障がいのある方への医療費助成を行う市町村に対し、県が経費の2分の1を補助するものであり、障がいのある方の健康と福祉の向上を図る上で、大変重要な事業であります。

議員御指摘のとおり、当該事業では、精神障がいのある方への助成は対象外としておりますが、こうした方々におかれても、それぞれの地域で安全・安心で充実した生活を営んでいただくことは大切なことであります。

今後、他県の状況に関する情報収集に努めるとともに、市町村との幅広い意見交換を行いながら、当該事業の在り方について研究してまいります。

**○重松幸次郎議員** 日向市や木城町などは独自

の助成制度があり、また、本年10月からは、新富町でも助成が始まるようであります。全国でも多くの県がこの助成制度を採用しておりますので、御検討のほどよろしくお願いいたします。

壇上で述べましたように、新型コロナウイルス感染症は5類に下がりましたが、まだ感染者が東北地方で拡大する中、本県でも定点当たり19.10（8月28日～9月3日）と、まだ減少傾向ではないようであります。

その要因として、オミクロン株の新しい変異株である「EG.5株」、通称「エリス」が台頭してきていると報道されております。

5類になる前までは、保健所の皆さんが疫学調査、検体輸送、濃厚接触者の特定、入院調整のほか、電話相談、健康観察など、土日や深夜まで業務に従事しておられ、併せて、健康管理や食品衛生など多忙な毎日を送られていたことに、深く感謝と敬意を表するものでございます。

国においても、今月1日に感染症対策の司令塔となる「内閣感染症危機管理統括庁」が発足しました。初動体制の遅れや、ワクチンの手配・接種などの教訓を踏まえ、今後は地元の保健所や医療機関等も統括庁と連携し、これまでの経験を生かし、次の感染症に備えていくことは重要であります。

そこで、保健所における新型コロナ対策の総括と今後の体制整備について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 保健所は、新型コロナ対策を最前線で支える機関として、県民からの相談対応をはじめ、疫学調査や患者の搬送、自宅療養者の健康観察、事業所におけるクラスター対応等、広範かつ重要な役割を担っ

てまいりました。

このため、特に感染拡大期には、全庁的な応援体制を構築するとともに、市町村等からの支援や外部委託の活用、あるいは業務のデジタル化など、体制強化のための各種対策を講じてきたところであります。

これらの対応を踏まえ、今年度、県感染症予防計画の見直しや、各保健所ごとに健康危機対応計画を新たに策定するなど、今後の感染症危機対応に必要な保健所体制の整備に取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** 統括庁の設置に合わせて、厚生労働省内に「感染症対策部」を新設され、同庁と連携して関連施策の企画・立案を進められるようであります。県内8か所の保健所の体制強化をよろしくお願いいたします。

また、その体制強化のためには、公衆衛生医師の確保が重要です。また、県職員の定年延長が年次ごとに5年間延ばされるならば、公衆衛生医師の延長もあるのでしょうか。そのことも踏まえまして、公衆衛生医師の確保について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 保健所長を担います公衆衛生医師の確保は、新たな感染症危機等に対応した保健所体制を整備する上で、最重要課題の一つではありますが、医師不足が続く中、全国的にもその確保が困難な状況にあります。

このため、本県におきましては、現在、県のホームページや医学系専門誌に募集案内を掲載するとともに、厚生労働省の医師マッチング事業への登録等により、若手や中堅職員の確保に努めております。

また、本県の定年は65歳ですが、職員体制等に応じ、定年後も勤務延長により職員として勤

務いただくことや、退職後に会計年度任用職員として勤務いただくことなどにより、本県において培った知識や経験を、引き続き公衆衛生行政に生かしていただくよう、働きかけを行っております。

**○重松幸次郎議員** 予測のつかない新たな感染症対策や健康維持のために、先ほどの保健所の機能強化と公衆衛生医師の確保をよろしく願います。

続きまして、宮崎県医師会様から政策要望を3点いただきました。

こちらにも医師不足対策についてであります。本県は、医師偏在指標に基づいて、医師少数県に位置づけられ、あわせて、医師の高齢化と若手医師の不足、偏在（地域偏在・診療科偏在）により、救急医療をはじめ、地域医療の確保が年々厳しさを増している状況であります。

このため、宮崎大学との連携や、僻地などの地域医療の提供を行える自治医科大学卒業医師派遣の要望も、西諸医療圏から出されております。

宮崎県の医療体制の均衡の確保を図るためには、医師の偏在を是正する必要があると考えますが、医師偏在是正に向けた取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 県内の医師総数は年々増加しているものの、大半が宮崎東諸県医療圏での増加であり、地域間の偏在が課題となっております。

このため、自治医科大学卒業医師の計画的な配置を行うとともに、医師免許取得後9年間を県内で勤務し、うち4年間を宮崎東諸県医療圏以外の医師少数区域等で勤務するキャリア形成プログラムにより、医師の偏在是正に取り組んでおり、今年度は、調整を行った医師20名のう

ち15名が、医師少数区域等で勤務しているところです。

今後とも、地域に必要な医療を提供できるよう、宮崎大学などの関係機関と連携し、医師の偏在是正に取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** 地域のニーズに合わせた人材の確保・育成に資する働きかけをよろしく願います。

あわせて、医師の働き方改革ですが、現在、労働局、県、宮崎大学、県医師会、医療勤務環境改善支援センターなど、関係機関が一体となって、宿日直許可の取得推進など、医師の働き方改革に取り組んでおられますが、現在の進捗状況では、医師少数県の本県において、2024年4月以降においても様々な課題が残り、救急や周産期医療をはじめ、地域医療へ深刻な影響が懸念されるため、県独自の対策をお願いしたいとの要望がございました。

医師の働き方改革に関する県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 来年4月から、医師の健康確保と長時間労働の改善を図ることを目的に、医師の働き方改革が開始されます。

県ではこれまで、県内医療機関に対し、制度の周知や準備状況の把握を行い、個別の相談に対応するほか、県医師会に設置している医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療機関向けセミナーや、労務管理、医業経営の専門家派遣による支援を行っております。

また、救急医療等を担う医療機関には、医師の労働時間短縮や勤務環境の改善に資するICT機器や休憩室等の整備費用等の補助を実施しております。

今後とも、地域の医療体制に影響が生じるこ

とのないよう、関係機関と連携しながら、医療機関の取組を支援してまいります。

**○重松幸次郎議員** 勤務環境や医療従事者への支援、研修機会の確保など、よろしく願いたします。

続いて、看護師・准看護師養成校への支援と、看護大学の在り方についてであります。

医師会立看護学校は、卒業後に県内医療機関へ就業し、地域医療への貢献は大きいものの、近年は、少子化、大学志向等により、定員確保に苦慮されております。

あわせて、文部科学省が管轄する学校等と、厚生労働省の基準に基づき指定される看護師等養成所については、管轄省庁の違いによる補助金の金額差もあり、運営が厳しくなっております。

一方、県立看護大学は、かつて3県立病院に附属していた看護学院を統廃合し、設立されたものでありますが、看護大学の卒業生のうち、県内就職する割合は例年4割程度であり、県立学校として、県立病院への入職を働きかけることが筋であると考えての県医師会からの要望であります。

県内の看護師確保に向けた取組について、知事にお伺いたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今後、高齢化の進展に伴い、看護師の需要拡大が見込まれます。このため、看護学生の県内就職と看護師の地元定着の促進は、大変重要であると考えております。

このため県では、中高生を対象にした看護の魅力発信や、看護学生への修学資金の貸付けをはじめ、看護師等養成所には運営費の支援を行うとともに、県立看護大学の県内出身者推薦枠を40名に拡大するなど、県内就職の促進を図っております。

また、県ナースセンターによる無料職業紹介や復職支援、新人看護師研修の充実や勤務環境改善の普及・啓発など、離職防止の取組も実施しているところであります。

県民誰もが住み慣れた地域に必要な医療を受けられる、安心と希望あふれる宮崎を築いていくことができるよう、引き続き、県内に定着する看護人材の養成・確保に取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** 先ほどの医師の確保と併せまして、看護人材の確保と支援をよろしく願いたします。

昨年、全国の出生数は80万人を下回り、ピーク時の3分の1に減少しました。これ以上の減少は、地域経済の縮小、あらゆる産業や地域コミュニティ、また伝統文化も維持できなくなるなど、あらゆる面に支障を来してまいります。

そこで、出生数減少の要因と、それを食い止めるために、子供を生み育てやすい県づくりにどのように取り組むのか、これも知事にお伺いたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 出生数減少の要因としましては、子供を産む世代の女性人口の減少に加えまして、未婚化・晩婚化が進んでいることや、コロナ禍による婚姻数の減少などがあるものと考えております。

このため県では、これまでの「子育て県民運動」に「出逢い」の視点を新たに加えた「ひなたの出逢い・子育て応援運動」を今年度から展開し、社会全体で結婚や子育てを応援する機運の醸成を図るなど、結婚・出産の希望がかなう環境づくりに取り組んでおります。

また、妊産婦健診に係る通院費用の補助や、病児保育利用料の助成といった新たな施策を通

じまして、子育て世帯の負担軽減を図るなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援にも力を入れているところであります。

現在、国においては、次元の異なる少子化対策が検討されており、引き続き、その動きを注視しつつ、市町村や企業・団体等と十分に連携を図りながら、子供を安心して生み育てることができる県づくりに取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** 宮崎の、そして若者の未来のために、出会い・結婚・出産・子育てまで、切れ目のないサポートをよろしくお願いいたします。

次のテーマは、ゼロカーボン社会への取組です。

2050年までに二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温室効果ガス排出量を実質ゼロ(カーボンニュートラル)にする脱炭素社会を実現するため、まずは2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減する目標達成を目指し、政府は2021年に新たな地球温暖化対策計画を定めました。

計画では、地球温暖化対策の基本的な考え方として、国民の意識変革と行動変容につなげる必要性を指摘し、「国民、国、自治体、事業者など全ての主体が参加し、連携して取り組むことが必要だ」と訴えておりますが、2013年度の温室効果ガス排出量は、CO<sub>2</sub>換算で14億800万トン、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減するには、2030年度までに約7億6,000万トンまで減らす必要があり、つまり約半減させることは容易なことではないと思われ

ます。繰り返しますが、国家国民があらゆる方策を総動員して取り組むべきではありますが、まずは県として、2050年ゼロカーボン社会の実現に向けて、どのように取り組んでいくのか、知事の

御所見をお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 今年の夏は、長期的な温暖化の傾向に加えて、エルニーニョ現象の影響もあるということではありますが、国内の平均気温が観測史上、過去最高を記録するとともに、世界的にも複数の地域で最高気温が45度を超えるような状況にもあります。

国連の事務総長が「地球沸騰化の時代が到来した」と警告し、各国に気候変動対策を訴えているところであります。

地球温暖化は様々な災害をもたらす気象危機の要因でありまして、温室効果ガス削減は、地球の未来に対する、また将来世代に対する、私たち一人一人の責務であると考えております。

このため県では、昨年度、環境基本計画を見直し、2030年度に向けた新たな削減目標を設定するとともに、その達成に向けたロードマップを作成し、省エネの推進や再エネの導入などに取り組んでいるところであります。

さらに、グリーン成長プロジェクトの中で、本県において温室効果ガス排出量の4割を吸収しております森林資源を守る再生林の推進とともに、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組を展開することとしておりまして、安心して暮らせる社会を将来の世代に引き継いでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 政府によりますと、家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量は、2021年の時点で、2013年度比約25%の削減まで達成できているとのこと

です。CO<sub>2</sub>排出量の4割が電力由来であることから、計画では、省エネ家電への買換えやLEDへの取替え、断熱効果の高い建材による住宅改修、屋根に設置する太陽光発電、高効率給湯器の導入促進などを掲げております。今後、実効

性を高める取組が求められております。

そこで先月、我が党内のメンバーで佐賀県小城市の市役所に伺い、小城市庁舎防災機能強化事業の取組を見学させていただきました。

令和4年2月から、庁舎の電力を太陽光で発電した再生可能エネルギーのみで運転する設備が完成し、制御・蓄電池室から配電された自主電力で、万一停電になっても外部電力には頼らず、災害時72時間は電源を確保できる設備でありました。その効果で、年間電気料金は約1,000万円、CO<sub>2</sub>量が年間361.14トン削減できることも御説明いただきました。

そこで、太陽光発電設備の設置など、ゼロカーボン社会に向けた県庁舎でのこれまでの取組と今後の予定について、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（吉村達也君）** 県庁舎に関しましては、施設の更新や修繕等に合わせ、省エネ化や再エネの活用等を進めており、これまで、照明のLED化や空調設備の省エネタイプへの改修のほか、防災庁舎や議会棟などに太陽光発電設備を設置しております。

また、今年度は、環境省の交付金を活用して、7号館及び延岡総合庁舎に太陽光発電設備を設置するほか、本館附属棟のLED化を予定しております。

今後も、照明の順次LED化や太陽光発電設備の設置、公用車のEV化に伴う充電設備の整備など、脱炭素化を推進する取組を、関係部局と連携を図り、進めてまいります。

**○重松幸次郎議員** 今後さらなる再生可能エネルギーの活用を推進していただきたいと思っております。

次は、木材活用の促進についてであります。

県森林組合さんにも政策要望懇談会に来てい

ただき、意見交換をさせていただきました。

県内の人工林の多くが利用期を迎え、間伐から主伐・再造林へのシフトが加速している中、資源循環型の林業を確立していくため、県の森林・林業長期計画では、再造林率の目標を80%としておりますが、現在は70%前半にとどまっております。人口減少や高齢化が進む中で再造林を進めていくためには、所有者の意識の醸成や林業従事者の確保、森林施業の省力化・機械化、苗木の生産体制の強化など、多くの課題があるとのことでした。

二酸化炭素を吸収し、温暖化対策にも森を守ることがますます重要になってまいりますが、再造林の推進に向けた県の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 県では、再造林の推進に向けて、森林所有者に対して、座談会やチラシの配布等による意識の醸成に努めるとともに、森林環境税を活用した上乘せ補助等により、負担軽減を図っております。

また、林業の省力化や低コスト化に有効なコンテナ苗の生産拡大や、ドローンによる苗木運搬などの新たな技術の普及に取り組んでおります。

再造林の担い手不足も課題であることから、造林作業に参入する事業者への資機材等の支援や、新規就業者の確保・育成も進めているところです。

さらに、グリーン成長プロジェクトにより、林業関係者や県民、大学、行政が一体となって、再造林対策を加速させてまいります。

**○重松幸次郎議員** 森林の有する多面的機能の維持と、木材供給の安定化のためにも、再造林の着実な実施に向けての取組を要望いたします。

さて、ウッドショックと言われました世界情勢の影響を受け、輸入材に依存することへのリスクが顕在化した一方、国内では、少子高齢化等による木造住宅への木材需要が減少していくことが見込まれます。

国民生活に不可欠な木材の安定確保に向けて、国産材の需要拡大を図ることが重要であります。非住宅部門への県産材の需要拡大にどのように取り組んでいかれるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 県では、木造率が低い店舗やオフィスビルなどの非住宅分野での木造化・木質化を推進するため、令和元年度から「みやざき木造塾」を開催して、木造の設計スキルを持つ建築士を育成し、「みやざき木造マイスター」として、現在30名を登録しております。

特に、中大規模建築物の木造化については、品質・性能の確かな部材が求められるため、建築士や製材工場等を対象に、JAS認証材の普及研修を実施するとともに、新規の認証取得に要する経費を支援しております。

さらに、県外の建築士や施工業者を対象としたセミナーや商談会を開催するとともに、民間企業等と木材利用の促進に関する協定を締結し、官民一体となった需要拡大の取組も進めております。

**○重松幸次郎議員** 西都市役所や日南市役所など新しい庁舎には、エントランスや天井に県産材がふんだんに使われておりました。その優雅なデザインは、優しさとぬくもりを感じる空間を醸し出しております。このような建築物の内装に木材が多く使われることを期待して、次のテーマに移ります。

地域経済の活性化についてであります。先

日、宮崎再生対策特別委員会で県北調査に赴き、中心部の活性化の取組として、延岡市商工会联合会さんと、また日向商工会議所さんにて御説明をいただきました。

延岡市商店街さんでは、店主やスタッフが講師となり、プロならではの知識や情報、またちょっとしたコツなどを無料でお伝えする「まちゼミ」を開催し、新たな出会いと顧客づくりにつながっていることを伺いました。

そのほかにも、小学生が体験学習として、実際のお店で働く「子ども商店街」など、ユニークな取組を伺い、一方で、新型コロナの影響で売上げが低迷し、客足が以前のように戻ってこない現状や、軽減税率やインボイスの対応など、店主にとって負担に感じることなど切実なお話も聞くことができました。

町なか再生への取組が大事だと思いますが、商店街や町なかのにぎわい創出のために、県としてどのように支援を行っているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** 県では、商店街等のにぎわいの創出を図る市町村への補助を行っており、空き店舗を活用したチャレンジショップ、地元学生と取り組む夜市など、商店街等の新たな魅力づくりとなる取組が行われております。

また、コロナ禍の中、これまで取り組んできたプレミアム付商品券等発行事業について、物価高騰等の影響を受けている地域経済の回復を後押しするため、今年度も引き続き実施しているところであります。

今後も商店街等をリードする人材育成を含め、地域商業の活性化、商店街や町なかのにぎわい創出の取組を、市町村等と連携し、促進してまいります。

○重松幸次郎議員 これまで同様、若手経営者へのリーダー研修も含め、活性化支援をお願いいたします。

次に、最低賃金の引上げについてであります。

今回の見直しで、全国の加重平均で初めて時給1,000円を超えることとなりました。本県では44円アップの897円になりますが、物価高から県民生活を守り、個人消費を喚起し、経済の活性化と好循環につなげることになる反面、賃上げの原資に乏しい中小企業や事業所への目配りも重要であります。

では、このたび大幅に引き上げられる最低賃金に対する県の認識と、引上げを受けた今後の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 最低賃金の引上げは、労働者の所得の拡大や地域格差の是正など、労働者の生活の向上を図るためには大変重要であります。

特に、このたび、地方の多くの県で、中央最低賃金審議会の目安額を上回る大幅な引上げが実施されることは、若者の都市部への流出を防ぐなど、労働力の確保にもつながるものと考えております。

一方で、原材料価格の高騰等により、厳しい状況に置かれている中小企業・小規模事業者の事業継続や雇用維持に悪影響を及ぼすことが懸念されるところであります。

このため、県といたしましては、国や関係機関等と連携しながら、最低賃金の遵守や各種支援策等について周知広報を図るとともに、引き続き、生産性向上に向けた支援や、新分野・新技術への取組に対する支援などに取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 公明党も、中小企業の賃上げを後押しする施策を一貫して推進してまいりました。具体的には、賃上げと設備投資を行う企業に支給する業務改善助成金などの補助金拡充をはじめ、税制優遇として、法人税から一定割合を控除する賃上げ促進税制の措置がありますので、その周知もよろしくお願ひいたします。

賃上げと併せて、先月末、物価高騰や人手不足などのコスト上昇分を適切な価格に転嫁を促す協定締結式を、県が呼びかけて行った旨をニュースで知りました。価格転嫁の円滑化に関する協定の目的とその内容について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進展する一方で、中小企業・小規模事業者は、物価高騰や深刻な人手不足などにより、引き続き厳しい状況に置かれております。このような状況に対応するため、先月、国や県、経済団体、労働団体によりまして、「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結したところであります。

この協定は、今回の最低賃金の引上げで増加が見込まれる労務費や、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に転嫁することについての機運を醸成し、サプライチェーン全体での共存共栄、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力を高めることを目指すものであります。

本協定に基づきまして、価格転嫁に関する情報収集や支援情報等の周知、発注者側の立場から、取引条件の適正化などを宣言する「パートナーシップ構築宣言」の促進に取り組み、県内事業者の円滑な価格転嫁を推進してまいります。

○重松幸次郎議員 昨年の中小企業庁の調査に

よりますと、コスト上昇分を価格に転嫁できない中小企業は2割に上るとありました。受注側の立場の弱さに付け込んで、発注側が適正な価格転嫁を拒むことがないように、指導・助言などに取り組んでいただきたいと思います。

次の項目です。

令和元年に「めざせ！健康長寿日本一の宮崎県」について質問し、その取組の中で、「健康への関心が低い働く世代が、おのずと健康によい行動を取れるような環境整備の一つとして、県内企業に対して健康経営の啓発を行うサポート企業登録制度の創設や、経営者を対象とした健康経営セミナーの開催等にも取り組んでいるところでございます」との当時の部長の答弁がございました。

今現在の状況について、健康経営の推進に向けた県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 健康経営は、働く世代への健康寿命延伸の取組の一つであり、企業等が従業員の健康管理を経営的視点で捉え、組織として取り組むことにより、従業員の活力向上や業績向上などにつながることを期待されています。

このため県では、企業等の経営者を対象にしたセミナー開催のほか、健康経営に取り組む中小企業への知事表彰を実施し、昨年度までに50社が受賞されました。

また、「健康経営サポート企業」として登録いただいた企業の協力も得ながら、健康経営やその普及に取り組む企業等を支援しております。

今後とも、関係機関と連携しながら、健康経営への理解と取組がさらに広がるよう努めてまいります。

**○重松幸次郎議員** 健康経営に対するインセンティブ措置では、自治体においては、公共調達加点评価、つまり公共工事や入札審査で入札加点が全国で49自治体であり、九州では長崎県が入札審査点数加点になっておりました。

そのほかの自治体では、融資優遇や保証料の減額、奨励金、補助金があり、地域金融機関等でも融資優遇などがありました。安心して働ける環境づくり、健康経営の取組をお願いしたいと思います。

次は、本県の基幹産業である農畜産業の振興について伺います。

昨日の代表質問でもございましたが、子牛価格の価格低迷に伴い、国の価格差補填制度に適用される、県独自の補助をする議案を提出されました。畜産農家の経営を安定させ、宮崎牛のブランドをさらに高めていくことは重要であります。

そこで、宮崎牛の国内外における販路及び消費拡大に向けて、県はどのように取り組んでいられるのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 県では、「おいしさ日本一」を冠としまして、WBC侍ジャパンの宮崎キャンプや、大都市圏の主要駅における宣伝広告など、継続的かつ集中的な宮崎牛プロモーションを展開しているところであります。

来月開催されます東京食肉市場まつりにおきましては、全共における「おいしさ日本一」、さらには先日、九州管内の枝肉共励会での個人・団体の優勝、こういったものの成績を追い風としまして、会場を宮崎牛一色に染め上げ、私も上京して、首都圏の消費者や卸業者に対して、直接PRを行うこととしております。

さらに、来月の宮崎県人会世界大会をはじめ、テレビやSNSなど、あらゆる手段や機会

を活用して宮崎牛の露出を増やし、新たな客層の獲得に取り組んでいくこととしております。

また、国外対策として、最重要市場として位置づけているアメリカ、香港、台湾などにおける商談会への職員の派遣や、現在、整備が進められておりますハラール対応食肉処理施設とも連携しながら、新たな市場の開拓も推進してまいります。

また、今年50回を迎えるダンロップフェニックスゴルフトーナメントには、松山英樹選手、またブルックス・ケプカ選手、それぞれディナーで宮崎牛を活用していただいたり、そういった選手の参入というものも発表されたところでありまして、そういった機会を契機として、改めて宮崎牛の国外に向けたPRは、大きな機会になるものと楽しみにしております。

引き続き、関係機関一丸となって、宮崎牛のさらなる需要創出に努め、本県肉用牛の生産基盤を支えてまいります。

**○重松幸次郎議員** 知事自らのトップセールスに期待して、関係機関が一丸となって、本県肉用牛の経営基盤を支えていただきたいと思います。

また、本年4月にG7宮崎農業大臣会合が開かれました。G7メンバー国の日本、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、そしてEUの各国からと、そのほか招待国際機関などが集結し、食材の安定供給の確保や農業の持続的な発展についての議論、そして現地視察など、宮崎の魅力を発信できた有意義な会合だったと思います。

そこで、本県の農産物の輸出拡大に向けた産地づくりについて、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 令和4年度に

おける本県の農畜水産物の輸出額は、過去最高の約112億円となり、このうち、農産物は初めて10億円を超え、今後とも伸びが期待できることから、さらなる農産物の輸出拡大に向け、海外のニーズや規制に的確に対応していくことが重要であります。

このため県では、健康志向の高まりにより欧米でのニーズが高い有機茶の生産を支援するとともに、台湾の残留農薬基準に対応したキンカンの産地育成を支援するなど、輸出に向けた取組を進めております。

今後とも、国やジェトロ、県の海外事務所等から情報収集を行うとともに、輸出に意欲のある生産者等と連携しながら、海外のニーズや規制に対応した産地づくりを支援し、農産物の輸出拡大に努めてまいります。

**○重松幸次郎議員** 宮崎の農産品をさらに国内外に拡大できる好機が到来いたしました。農畜水産物のさらなる海外展開を推進していただきたいと考えますが、しかしながら、生産現場では、従事者の高齢化や若手人材の入職が不足するなど、将来の維持発展のための雇用人材の確保が危ぶまれております。

そこで、外国人材を含め、農業分野における雇用人材の確保について、どのように取り組んでおられるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 昨年度、県が実施した調査では、約4割の農業法人で雇用人材が不足していると回答があるなど、人材確保は大変重要な課題と認識しております。

このため県では、多様な人材を呼び込むための休憩所やトイレなど雇用環境の整備や、マッチングアプリを活用した実証等に対し支援を行うとともに、農福連携を推進する人材育成を進

めております。

また、外国人材の確保につきましては、ベトナムの教育機関等との連携合意に基づく取組を進めるとともに、受入れに必要な監理団体の県内誘致や、県営住宅を活用した住居確保対策に取り組んでいるところです。

今後とも、多様な人材が農業現場で活躍できるよう、関係団体とも連携しながら雇用人材の確保を進めてまいります。

**○重松幸次郎議員** 外国人材の受入れに、住宅対策や職場環境の整備促進を進めておられること、理解いたしました。さらなる人材確保に御尽力いただきたいと思います。

次は、未来への県土づくりとして、県建設業協会さんからの要望の中から、建設産業の今後の方向性についてお伺いいたします。

建設業の時間外労働（残業）に対する上限規制が2024年4月から厳格化されます。長時間労働を是正するための働き方改革関連法の適用について、建設業は運送業などと並んで5年間の猶予が与えられていましたが、その期限が約7か月後に迫り、対応が急がれております。

従業員の残業上限は月45時間、年360時間が原則となり、1人当たりの労働時間が減少するため、同じ仕事量をこなすには、より多くの人手が必要になります。

このため、十分な人手を確保できなければ、住宅建設やインフラ整備などが停滞するおそれがあります。そのためには、働き方改革を進めていく必要があると考えますが、建設業の2024年問題に向けた働き方改革について、どのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 魅力ある建設業の就業環境づくりを進め、将来の担い手を確

保していくために、県では、様々な働き方改革の施策に取り組んでおります。

具体的には、長時間労働を是正するため、工事の諸経費を割増した週休2日工事を推進するとともに、休日を考慮した適切な工期を設定しているところであります。

また、建設業従事者の処遇改善や担い手の育成・確保のため、今年3月に11年連続で設計労務単価を引き上げたほか、国の改定に準じて、昨年4月に諸経費や最低制限価格を引き上げております。

さらに、生産性向上に向けて、ICT活用工事の推進、余裕期間制度を活用した施工時期の平準化にも取り組んでおります。

今後とも、建設関係団体と連携を図りながら、官民一体となって、働き方改革を進めてまいります。

**○重松幸次郎議員** 実は、私の息子も建設業の一社員として働いておりますが、長時間労働が当たり前のように使われていた時期もあり、労働者確保の機運が出始めた昨今では、徐々にシフトが改善されつつあるやに聞いております。

一方で、人材確保と技能者の処遇改善に向けて、建設キャリアアップシステム、コンストラクション・キャリア・アップ・システム（CCUS）の導入は、技術者一人一人の就業実績や資格を登録し、現場作業の効率化などにつながるシステムではありますが、具体的に、このCCUS導入の目的と、制度の普及に向けた県の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（原口耕治君）** CCUS（建設キャリアアップシステム）は、建設現場で働く技能者の資格や就業履歴を登録し、蓄積することで、技能者が能力や経験に応じた処遇を受

けられる環境を整備することを目的としております。

このため県では、制度の普及に向け、これまで事業者に対しまして、登録費用や機器購入費用の助成などを行ってきております。

また、建設工事の入札参加資格審査における登録への加点や、ほぼ全ての工事で現場利用料などを発注者負担とすることで、活用を推進するとともに、制度の理解促進のための受発注者双方を対象とした研修も実施しているところであります。

県としましては、このような取組を通じて、引き続きCCUSの普及拡大に努めてまいります。

**○重松幸次郎議員** よろしくお願ひいたします。このシステムの活用により、建設業の技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって担い手を確保することに資する取組を期待しております。

宮崎県建設業協会の要望は、このほかにも、高速自動車道路や国県道の整備促進、国土強靱化整備の延長、公共事業の見積り積算の適正化と発注時期の平準化など多岐にございましたが、一つ一つまた本会議や常任委員会等で確認させていただきます。

このテーマの最後に、本県経済の物流拠点である、細島港、宮崎港、油津港の整備促進についてであります。この重要港湾3港における機能強化の状況について、県土整備部長にお伺ひいたします。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 本県の重要港湾3港につきましては、地域の産業や経済を支える重要な物流拠点でありますことから、高速道路等の整備と併せて、港湾の機能強化に取り組んでおります。

宮崎港におきましては、カーフェリーの大型化に対応するため、サイドスロープ等の整備を行ったほか、安全な航行を確保するための防砂堤の整備を進めております。

また、細島港では、貨物船の大型化に伴う岸壁の水深不足に対応するため、水深9メートル岸壁の新設工事を進めており、油津港では、大型化する貨物船の同時接岸を可能とするため、岸壁を75メートル延伸する工事に着手したところであります。

今後とも、港湾を取り巻く環境の変化を的確に捉えながら、より一層の機能強化に取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** 大変重要な港湾整備でございますので、よろしくお願ひいたします。私も、今答弁にありましたとおり、宮崎港のマリーナへの漂砂を改善するための防砂堤の必要性を提起したところでございますが、港湾整備は、多くの関係者との協議や長期的な設計も必要ですし、国からの予算も必要であることも承知しております。その上で、本県経済の物流を支える重要港湾の整備促進をよろしくお願ひいたします。

最後のテーマになりましたが、地域の課題と暮らしの安全について、2点お伺ひいたします。

1点目は、猫の遺棄、つまり飼育放棄で置き去りにすることについてであります。

動物愛護ボランティアの方からの相談がありまして、今回は、特に宮崎港東地区に遺棄された猫の問題であります。

ボランティアグループの調査では、2018年当時、約250匹の猫が港の東地区に生存していたそうであります。

その年の10月、今はグループを解散しておら

れる元代表の方が、広島県のNPO法人の協力を得て、動物基金から獣医師の派遣により、2018年から19年の2年間で、250匹の猫に一斉にTNR——Tはトラップ、捕獲すること、Nはニューター、不妊手術をすること、Rはリターン、戻すこと——を行っておられたそうです。

それから5年がたちましたが、現在、港の猫の数は125匹前後のようであります。つまり125匹前後と減少しておりますが、そのうち、また保護とか譲渡された数も100匹近くあり、自然減、亡くなった猫もいるのに、それでも減らないのは、頻繁に誰かが遺棄しているのが現実のようであります。

先日、私もボランティアの皆さんと港の中を調査しましたが、駐車場周辺に17匹、命の丘周辺に9匹、水門近くに13匹と、あちこちに集団(コロニー)をつくって生息しておりました。

現在のボランティアの方々も熱心にTNRを行っていますが、捕獲できない猫の繁殖、そしてまた、遺棄される猫に手を焼いている現状であります。「遺棄は犯罪です」の看板もあちこちに立てられておりました。

国は動物愛護に関する近年の議論の動向を受け、2019年に「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護法)」が改正され、遺棄に対する罰則について、改正後は、1年以下の懲役刑、または100万円以下の罰金を科することになりました。

もちろん県内あちこちで遺棄されていることではしょうが、まずは港東地区において、県の港湾課、福祉保健部、そして警察本部の方々と検討していただきまして、港湾課さんからは、夜間に水門ゲートを閉めることを検討されていることや、警察本部の方からも、今もパトロール

で巡回されておりますが、さらに強化するというのを御報告いただきました。

猫の遺棄防止に係る県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長(川北正文君)** 本県の捨て猫に関する苦情件数は増加傾向にあり、令和4年度は883件と、令和元年度に比べ約30%増となっております。

県では、最後まで飼うという終生飼養や遺棄防止の徹底を図るため、県政番組での広報やSNSでの動画配信、ポスターによる啓発等を行っております。

また、動物愛護センターでは、小学生を対象とした「いのちの教育」を行い、動物との触れ合い等を通して、命の大切さについて学ぶ機会を提供しています。

今後もこれらの取組を継続し、関係機関と連携して遺棄防止につなげるとともに、特に明らかに遺棄と疑われる事案については、警察に通報するなど、一層厳格に対処してまいります。

**○重松幸次郎議員** 全県的な取組をお願いいたします。

この質問の前半で述べましたボランティア団体によるTNRですが、ここ最近では、TNR Mという取組に移行しているようであります。TNRした後のその子たちをさくら猫といますが、Mはマネジメントであり、管理する、つまり外へ返した後のさくら猫の見守りであります。

さくら猫とは、不妊・去勢手術済みの目印で、耳の先を桜の花びらのようにV字カットした猫のことです。これは、一目で手術を終えた一代限りの命と分かるとともに、2度目の手術がなされないためであります。そして、リターンした猫たちと、さらに遺棄されて不妊

・去勢手術をされていない、いわゆる野良猫たちとも、また集団生活を始めます。

そういう猫たちに餌を食べさせることをタブーとした考えもありますが、後で述べる虐待防止のための餌や水やりは、どの猫たちにも食べさせないということにはできないですし、次が重要なんです。捕獲するためには少しずつなれさせる、つまり猫と人の距離を縮めていかななくては捕獲器にも入らない。そうすると、さらなるTNRは進まないわけであります。

飼育放棄された猫たちにTNRを施し、劣悪な環境の中でも余生を少しでも幸せに暮らしていただきたいという、ボランティアの皆さんの気持ちであります。

本年7月に、厚生常任委員会で、みやざき動物愛護センターに調査に行っていました。県と宮崎市で合わせて約40名の体制で、捕獲や持ち込まれた犬・猫たちを、衛生管理の下、大切に、また丁寧に治療や保護を施し、その後、譲渡会につなげておられる様子を改めて知ることができました。我が党も、動物虐待や犬・猫の殺処分ゼロに向けて、課題解決のために尽力してまいりたいと思います。

最後の質問になります。

電動キックボードなどによる改正道路交通法が本年7月1日から施行されましたが、先日、東京都・池袋駅近くの歩道で、電動キックボードで歩行者に衝突し、けがをさせた上、逃走した疑いで、警視庁は無職の女性を逮捕するという事件が発生しました。

また、大阪府でも、酒気帯び状態で運転していた道路交通法違反で書類送検されておりますが、安全対策が肝要であります。

そこで、本年7月1日から、16歳以上であれば運転免許なしで利用できる特定小型原動機付

自転車、いわゆる電動キックボードが公道を走行可能となっておりますが、交通ルールの周知などの交通安全対策について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） いわゆる電動キックボードにつきましては、議員御指摘のとおり、道路交通法が改正されて、特定小型原動機付自転車と定義され、乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされたほか、原則として車道を通行しなければならないなど、新たな交通ルールが定められました。

特定小型原動機付自転車に係る交通安全対策としては、交通ルールの周知が重要な課題であることから、ホームページ、SNSへの掲載やテレビ、新聞等により、県民に対する啓発を進めるとともに、販売事業者等とも連携し、購入者等への交通ルールの周知を依頼しております。

今後、特定小型原動機付自転車の利用者及び他の交通主体双方の安全を確保するため、交通実態に応じて交通指導取締りを実施するなど、適切に交通安全対策を推進してまいります。

○重松幸次郎議員 電動キックボードは省エネで手軽な交通手段でありますので、これから一気に利用者が増えることは予想されます。しかし、ルールを守り、無事故の利活用ができますように、対策をお願いするところでございます。

警察本部長におかれましては、県内の治安と県民の生命・財産を守っていただきますよう、これから御尽力いただきますことをお願いして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時14分休憩

---

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、県民連合立憲、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合立憲、立憲民主党の岩切達哉であります。代表質問を行います。

最初に、県議会に関心を持っていただいて、傍聴にお越しの皆さん、そしてウェブで中継を御覧の皆様感謝を申し上げます。

さて、9月は障害者雇用支援月間でございます。宮崎市の中心地にあるデパートや、県庁8号館に懸垂幕があり、推進を呼びかけています。一昨日は障害者雇用優良事業所へ厚生労働大臣表彰を贈るイベントが東京で開催され、10月には県内の優良企業に知事表彰がなされると思います。

障がい者雇用について、表彰を受けるほどの事業所がある一方で、先月8月24日、県各部局の法定雇用率について、7年連続とか5年連続とかで、未達成である部局があるとの発表がございました。誠に残念な報告であります。たまたま1年下回るようになったということではなく、7年連続などということは、そもそもこの課題について認識しているのか、解決する意欲について疑問を持つところでございます。取組の強化を求めてまいりたいと思います。

ところで知事は、8月10日、台風第6号の余波の残る早朝より県庁を出発し、午前のうちには、椎葉村の国道327号の斜面崩壊現場にまで視察に行かれています。現場主義を自認しておられる知事ではありますが、素早く行動される姿

勢には、敬意を表したいと思います。

本日取り上げますのは、物価高騰等に対する対策や1次産業支援、宮崎の女性の課題、子供の課題などですが、特に生きづらさを持つ女性が一人でも少なくなるように、知事には、持ち前の行動力と決断力でもって、課題の解決に向けて、取組の強化と明快な答弁をいただきますよう期待して質問していきたいと思います。

最初に、世界経済フォーラムが6月に発表した日本のジェンダーギャップ指数は、146か国中125位で、116位だった去年よりも順位を下げたこととあります。男女共同参画社会基本法は1999年成立・施行以来、四半世紀がたちますが、日本の現状はそのような状況と評価されています。

この後、質問いたしますDVや中絶の問題にもつながる、男女の間には様々な格差があるということ、ギャップ、不平等がある実態です。

男女平等は大事ということは共有できると思いますが、知事に、現状としての男女格差の問題、ジェンダーギャップに対する所感を伺いたいと思います。

次いで、宮崎の女性は、賃金について男性の7割という実態だとか、正規雇用か非正規雇用かという雇用形態では、男性が非正規雇用2割に対して、女性はそれが5割という現状があります。雇用労働政策上の大きな課題と思いますが、この課題への対応策について、知事に伺います。

次に、警察本部長に伺います。

今年度、ストーカーやDVなどに対応するという人身安全対策課を発足させましたが、その設置目的について、本部長の思いや、設置されての現状の活躍の状況などをお示しいたきたいと思います。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。まず、ジェンダーギャップについてであります。

社会的・文化的な性差であるジェンダーによる固定的な役割分担意識や差別、不平等を解消し、性別にかかわらず多様な生き方を選択できる社会を築いていくことは、大変重要な課題であると認識しております。

しかしながら、日本のジェンダーギャップ指数は、御指摘のとおり146か国中125位と、教育などの男女差がほぼない分野もある一方で、特に政治・経済分野での格差が大きく、その解消に向けた対策が求められております。

また、コロナ禍の中で、配偶者等からの暴力が増加・深刻化し、さらには、雇用や所得の男女格差が顕在化したことなどから、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることがないように、男女共同参画社会づくりの重要性がより強く認識されるところであります。

県としましては、今後とも市町村や関係機関とも十分連携しながら、男女共同参画を推進し、ジェンダーギャップの解消に努めてまいります。

次に、雇用労働政策についてであります。

賃金や雇用形態につきまして、男女間の格差の是正を図っていくことは、特に生産年齢人口が減少して、労働力の確保が喫緊の課題となる中で、より一層重要な課題であると認識しております。

また一方で、働き方における様々な格差の是正を進める上では、まず、本人の希望やライフステージの変化に対応した、多様で柔軟な働き方を実現できる環境づくりも必要であると考え

ております。

このため県では、「働きやすい職場「ひなたの極」」の認証取得の促進を図るとともに、企業向けの講演会なども行っており、女性も安心して働き続けられる職場環境づくりを進めております。

さらに、女性の経験や能力を生かした就業につなげられるよう、みやぎ女性就業支援センターにおいては、今年度、体制を強化し、希望に寄り添った相談対応やマッチング支援等に取り組んでおります。

今後とも、関係機関と連携しながら、これらの取組を通じて、男女間の賃金や雇用の格差是正にもつながるよう努めてまいります。以上であります。[降壇]

○警察本部長(平居秀一君) [登壇] お答えいたします。

県警におきましては、ストーカー・DV、児童虐待事案等の人身安全関連事案に迅速かつ的確に対処することを目的に、本年3月、生活安全部に人身安全対策課を新設しました。

これにより、これら事案に対し、一元的に指揮を執り、より迅速かつ適切に判断あるいは対応ができる体制となりました。

このような体制の下、人身安全対策課におきましては、人身安全関連事案への主導的な対応あるいは被害者等の安全確保を最優先とした保護対策・検挙措置等の対処能力の向上に取り組んでおります。以上であります。[降壇]

○岩切達哉議員 ジェンダーギャップに関しては、例えばこの議場の中でも、またこちら側の席でも、人口の男女比に比べれば相当に偏りがある状況と、このようなことも課題になろうかと思っております。

我が県の実態でございますけれども、新聞社

などが都道府県ごとの数字を示したりしております。宮崎県の男女格差の状況をどう捉えているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県内では、非正規労働者の割合が、令和4年時点で男性21.1%に対し、女性は52.4%、管理職に占める女性割合が、令和2年時点で15.3%など、雇用や経済の分野での女性の参画が十分に進んでおらず、令和4年度の県民意識調査におきましても、「社会全体で男女が平等となっていると感じる人の割合」は14.9%と、依然として低い状況となっております。

このため県では、男女共同参画プランに基づき、ジェンダーによる無意識の思い込みの解消や、働く女性のためのキャリアアップの講座を開催するとともに、女性の活躍について企業への働きかけ等を行っております。

今後とも、男女が互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 最低賃金についてでございますが、先ほど、重松議員も取り上げておられますが、東京で1,113円、宮崎は853円から44円引き上げ、897円となりました。この結果、東京都と宮崎県の差は前年より3円縮小し、宮崎県は全国最下位ではなくなりました。

そこで、最低賃金引上げ幅に見合う支援策、特に県内中小企業や小規模事業者に対する支援が必要と考えるところであります。

賃上げに向けて、事業所支援策を具体的に考える場や、先ほど壇上で知事に質問いたしました、男女間の賃金や雇用の格差について考えてもらう場を官民で設置する考えはないのか、商工観光労働部長に考えを伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 物価高騰などの影響により厳しい経営環境にある中、事業者が適正に賃上げを行うためには、生産性の向上や適正な価格転嫁により利益を確保することが大変重要であります。

このため県では、事業者の生産性向上や新事業展開等の取組を商工団体等と連携して支援しているほか、先月、国や経済団体、労働組合等と締結した、価格転嫁の円滑化に関する協定に基づき、県内企業への聞き取り調査などにより、その実現を推進していくこととしております。

また、男女間の賃金や雇用格差につきましては、宮崎労働局が主催し、県や経済団体、労働組合等で構成される「みやざき働き方改革推進会議」において、必要な協議を行っているところであります。

○岩切達哉議員 既に協議の場を持っていらっしゃるということでございます。現状は現状として、先ほど総合政策部長から御報告がありましたので、ぜひその中での具体的解決を目指していただきたいと思っております。

次に、DV防止法が、精神的暴力も保護命令の対象となるなどの改正がなされ、令和6年4月、来年度でございますが、施行されます。その内容について、最初に福祉保健部長に伺います。

関係機関による協議会の設置が法定化されますけれども、対応について伺います。

そして、DV対策宮崎県基本計画について、法の改正により、内容充実が求められるところですが、見直しの方向性を部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） DV防止法の改正により、都道府県においては、令和6年度から関係機関による協議会の設置が努力義務と

なりますが、本県では、平成14年度に、国、県、市町村、民間団体によるDV被害者保護支援ネットワーク会議を立ち上げ、既に情報交換や援助方針の検討などを行っていることから、この会議を基盤として、法律上の協議会への移行を検討しております。

また、今年度で計画期間が満了となるDV対策宮崎県基本計画につきましては、国が示した基本方針に即して、被害者の立場に立った切れ目のない支援や関係機関等との連携、安全の確保への配慮等を基本的な視点とし、ネットワーク会議での意見等も踏まえながら、今年度中に見直しを行うこととしております。

**○岩切達哉議員** DV対策は、精神的なDV、そして性的DVの存在もしっかり盛り込んで対策していく必要があると思います。

精神的DVや性的DVの現状把握と対応について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 国が設置する、被害の相談窓口である「DV相談プラス」における令和4年度前期の相談結果によりますと、精神的DVが64.8%、性的DVが8.3%となっており、身体的DVなどと同時に、複合的な被害を受けているケースが多いとのことあります。

また、精神的DVや性的DVも含めた全ての被害者に対する支援として、一時保護による安全確保や、自立のために必要な生活指導等を行うとともに、裁判所に保護命令を申し立てる際の支援等も行っております。

なお、被害を未然に防止するためには、県民一人一人が正しい理解を深めることが重要であることから、今後とも、男女共同参画センターや警察等と連携しながら、広報、啓発を推進してまいります。

**○岩切達哉議員** 国の数字を示していただきました。なかなか捕捉が難しい問題ではありますが、これから法改正に伴って、注目していかなければならない課題でありますので、引き続き取組方をお願いしたいと思います。

続いて、警察本部長に伺います。

法の改正で、保護命令制度が拡充され、今取り上げました精神的なDVであっても保護命令を裁判所に求めることができるようになりますが、精神的なDVは、身体的な暴力と違い、外見的な傷などは見られません。

難しい対応になるでしょうけれども、精神的、心理的なDV、さらには性的DVなど、目に見えにくい被害に対する相談体制など、法律の改正を生かすために、警察本部としてどう準備されているのか、御答弁を求めます。

**○警察本部長（平居秀一君）** 議員御指摘のとおり、DV法改正により、保護命令の要件が拡充されることとなっておりますが、県警ではこれまでも、配偶者からの暴力や脅迫の有無にかかわらず、相談者の意思を尊重しながら、事案の危険性・切迫性に応じ、取り得る保護対策等を講じております。

引き続き、法律の的確な運用を図るとともに、被害者に対して、法の趣旨に基づいた保護命令制度の教示や申立て支援等を行ってまいります。

**○岩切達哉議員** 精神的に脅迫を受けている、なかなか立証の難しい相談を受けて支援する。難しい対応だと思いますので、よろしくお願いいたします。

DV被害の対応で、これまで、被害者が加害者から逃げる、身を隠す、家から出て行く、そういう結果となるのが一般的であり、そんな支援が続いてきました。

本来は、守られる側が守られ、加害者側が出ていくような、そんな対応変化が必要ではないかという声も大きくなりつつあります。これからの警察本部の対応についてお聞かせいただきたいと思います。

**○警察本部長（平居秀一君）** DV事案等の暴力的事案への対応に当たっては、被害者の安全確保が最優先であります。

加害者に対しては、事案によっては検挙するなどして、被害者と加害者を物理的に隔離するという措置を取っております。

被害者の安全確保に向けては、取り得る緊急的な対応として、さらなる被害を受けないために、加害者が知らない場所への避難を促しております。

県警といたしましては、被害者には安全確保の必要性をしっかりと説明し、また、加害者に対して指導警告等を行いながら、事案の危険性、切迫性に応じた継続的な対応を図ってまいります。

**○岩切達哉議員** 被害者が生まれ育った、また生活の基盤をつくっているところから移動しなければならないと、そういうことで身を守る。これは致し方ない面もありますけれども、それが正しいのかという問題であります。これから連携しながら、被害者支援のありようについて、ぜひ持ち得る力を発揮いただきたいと思っております。

今月、国から出されたDV対策方針には、冒頭に「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」と明記されているところであります。

御承知のとおり、2019年から2021年に裁判所が出した保護命令件数は、宮崎県が人口当たりで全国1位であります。これからも福祉と警察

との連携で対応してくださることを期待しておきたいと思っております。

改めて、福祉保健部長に伺います。

宮崎県は人工妊娠中絶の率が高いと報道されました。これも数年、全国1位ということでもあります。望まない妊娠には性的DVの結果もあるのではないのでしょうか。原因をどう捉えているのか、対策にどう取り組まれてきたのか伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 国の衛生行政報告例によりますと、令和3年度の本県の人工妊娠中絶率は、前年度の女子人口1,000人当たり8.2から0.7低下したものの、依然として全国平均より高い状況が続いております。

このため県では、女性専門相談センター「スマイル」や保健所による相談対応、産科等の医療機関での家族計画指導、また、若い世代に妊娠・出産の正しい知識を身につけてもらうため、助産師やピアカウンセラーとして養成した大学生による思春期健康教育を実施してまいりました。

今後は、中学・高校の各世代に応じた、よりきめ細かな啓発を工夫しますとともに、妊娠・出産に関する相談機関の合同会議の開催などを通じ、各部局や市町村、関係機関との連携強化に努め、人工妊娠中絶率の改善に向けた取組を進めてまいります。

**○岩切達哉議員** 過去であります、平成27年度にこの問題に対応される福祉保健部長の答弁がありまして、その調査をしていただきました。結果に基づいて、そういう啓発が足りていないということで、啓発の強化に取り組まれるようになった。その頃のお考え、答弁と、あまり内容的には変わっておりません。

数字は低下しているけれども、他県も低下し

ているものですから、宮崎県が1位という状況が続いております。疫学調査では、低用量経口避妊薬や緊急避妊薬の存在が中絶減少の要因とするレポートも出てきています。そういうことの周知、そしてまた、そういう避妊法に対応する避妊薬などを手に入れるとすればどうすればいいのか、そういう具体的支援が宮崎ではどのようになされているのか。宮崎県が1位を続ける原因の分析というのをしっかりしていただいて、その上で対策をしていただきたいと思います。

正しい知識を身につけてもらうというのは当然でありますけれども、そういう境遇になる女性たちの心情も受け止めていただいて、対策を求めたいと思います。

それでは、女性の課題について、知事に伺いたいと思います。

賃金の格差、そして1位とされています人工妊娠中絶問題や、DVからの保護命令、それ以外にも、ひとり親世帯の率、離婚率、これはいずれも全国2位、そういう様々な課題を示すものがありますけれども、宮崎で生きづらさを抱える女性への支援充実を求めたいと思っています。

例えば、女性支援の拠点としての女性相談所ですけれども、これら課題の拡大、そして来年4月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行の前に、より強化が必要ではないでしょうか。

独立した女性相談所にして、女性相談支援員、そして心理職、治療する力を持つスタッフなどを充実し、実行力、対応力を引き上げ、県内の関係機関の中心に座ることができるよう、体制充実を求めたいと思っています。

これからの女性支援のありようについて、知事の見解を伺いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 我が国における女性の保護・支援というものが、昭和31年の売春防止法に端を発して取り組まれてきたものであるのに対して、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力、家庭関係の破綻など、複雑化・多様化してきておりました。より包括的な視点から女性支援体制を強化していくことは、喫緊の課題であると認識しております。

このため県では、女性支援の中核を担う女性相談所において、様々な相談に応じながら、女性が心身ともに健康で安定した生活が送れるよう支援を行うとともに、今年度からDV被害者が緊急一時的に避難できる民間シェルターに対し、環境整備のための支援を行うなど、支援体制の充実を図っているところであります。

また、来年4月には、御指摘がありました、困難を抱える女性の福祉の増進などをより包括的な視点から図っていく、いわゆる困難女性支援法が施行されるため、この法律に基づく県の基本計画と関連の深いDV対策宮崎県基本計画との一体的な整備に向けて、作業を進めているところであります。

今後も、支援を必要とする女性が誰一人取り残されることのないよう、民間団体等と緊密に連携しながら、女性支援に積極的に取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** 知事には、今年度、都城のほうに母子支援施設を建設することについて御理解いただいて、今、着工していると伺っております。そういうところも、この対応に十分に活用されることになるとと思います。

支援を必要とする女性が誰一人取り残されることがないようにしたいという決意を今、知事からいただきました。具体的な姿が現れてくることを期待しておきたいと思います。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

関連する福祉課題として、福祉保健部長に質問したいと思います。

この春、組織改正で、農政水産部に3つの局が置かれました。

福祉保健部においても広範な政策課題に取り組んでおられますけれども、私は、こども政策局に加えて、女性局と障がい福祉局を設置することを提案したいと思います。

女性局については、今、思いのほどを全て取り上げさせていただきました。もう一つ、身体、知的、精神の障がい3分野を一体的に対応できる体制が必要だと考えます。

障がい者福祉は、その課題が広範であるがゆえに、多数の出先機関で対応され、さらに市町村との連携、民間組織との連携、福祉事業所の育成、手帳制度や金銭給付に絡む諸手続など、複雑広範なそれらの行政課題を統括できる体制が本当に必要になっています。

今後さらに、見た目問題で悩む方に対する支援や、療育手帳の対象外となっている知的障がいの境界層の皆さんへの支援、自閉症スペクトラムあるいは高次脳機能障がいなど、きめ細やかに県民の皆さんに対する支援策の構築と、市町村やNPOなどと連携して支えていく体制をつくる必要があると思います。この提案に対するお考えを伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 障害者総合支援法などの関係法令をはじめ、障がい者福祉に関する制度や施策は、広範かつ多岐にわたっており、現在、障がい福祉課と各出先機関において、市町村や関係機関と連携を図りながら、関連する施策を推進しております。

一方、既存の制度に当てはまりにくい新たな課題も生じるなど、県民ニーズは複雑・多様化

しておりますことから、これらに的確に対応できる体制を確保していくことが大変重要であると認識しております。

このため、国や他県の動向等も踏まえながら、組織体制の在り方等について研究するとともに、今後とも様々な障がいのある方が身近な地域で安心して生活できるよう、サービスの充実や支援体制の整備等を着実に進めてまいります。

**○岩切達哉議員** 福祉に関する課題に、それぞれ知事を先頭に、一生懸命対応いただいているのは承知しているんですけども、なかなか効果が見えにくい、確認しにくいという課題であろうかと思います。ぜひ一步一步確実な前進を組織的に対応いただきたいと思います。

話題を替えまして、地方自治の関係で知事に伺いたいと思います。

去る8月12日、毎日新聞の1面と3面に、河野知事や宮崎県の総務部長も関係者として登場する記事がありまして、「分権は出来レース」という見出しで掲載されていました。

知事が委員長である地方税財政常任委員会が、国が描くシナリオどおりに展開されたと記事にあります。

会議内容は、企業が都市に集中している実態から、地方税財源が都市偏在している、そこで、これを是正するための「偏在是正」を強化したいという話題ではありますが、委員会を開く前に、総務省が関わった事前調整がなされたことが取り上げられています。

新聞の主眼は、国が地方をコントロールしているとして批判しているのか、偏在是正そのものが問題だとしているのか、読み取ることができなかったのが私の感想なのですが、知事の記事の受け止めについてお聞かせいただきたいと思います。

思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘の記事は、全国知事会の地方税財政に係る国への提言の取りまとめの経緯について掲載されたものと認識しております。

様々な論点はあるかと思いますが、この提言の取りまとめに関して、実際の経緯について申し上げますと、地方税財政常任委員長である私の責任の下で、事務局である本県が、新たな地方税財政の課題、前年度要望に対する国の対応状況や、地方税財政制度に関する国の見解等を踏まえて作成したものをベースに、この常任委員会を構成する18の都県が協議を行いまし、内容の整理や修正等を行って提言案を決定したものであります。

こういう文章の修正に関するやり取りには、相当なエネルギーを割いて、様々な文章表現の修正意見を調整して行ったものであります。

さらに、この提言案について、7月の全国知事会議の場では、我々知事同士が真剣に議論を行って、最終的に47都道府県の総意として取りまとめたところであります。

今後とも、各都道府県の意見をしっかり伺いながら、全国知事会としての意見を適切に取りまとめてまいります。

**○岩切達哉議員** およそ都市と地方、東京都、そういったところと宮崎のような状況にある県とは、その辺で若干の対立があるところをまとめられたということだと認識します。

そうして取りまとめたものを、さきおととの11日に、知事自身が国の関係者に提言ということで手渡されたということが新聞にも載っております。

現実の問題として、地方は地元の税源のみに依存せよという主張が通るとすれば、税源の小

さな地方は、歳入は厳しくなって、疫病にも災害にも、教育や福祉の遅れにも我慢しなければならないことになってしまいます。

偏在是正は、日本全体の富を地方の隅々まで公平に行き渡らせ、そして都市と地方の格差を小さくし、人口の移動にも耐え、食料生産地と消費地との関係を穏便な関係にしつつ発展させていくためには必要なことと、私は思うところであります。

知事には、地方税財政常任委員長として、毅然とした態度で偏在是正に向けた議論を今後もリードしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 地方が責任を持って行政サービスを担っていく上で、地方税は基盤となる財源であります。全国知事会としては、かねてから、地方税の充実とともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を求めてきているところであります。

これまで累次の偏在是正措置が行われておりますが、依然として、人口1人当たりの税収額を見ると、格差が存在しております。

例えば、地方法人2税で考えますと、最大の東京都と最少の奈良県を比較すると、5.9倍の差があります。是正措置として行われております特別法人事業税を含めても、3.5倍の格差があるという実態がございます。今、地方税収が過去最高を記録するなど増加傾向にある中で、税収の格差がさらに広がることも懸念されているということでもあります。

このような状況を背景としまして、国の重要課題や予算編成の方向性を示す今年の骨太方針で、初めてこの偏在是正が取り上げられた。それを踏まえて、改めて重要課題として国への提言を行うべきと考えて、各都道府県と意見を調

整した上で取りまとめたところであります。

今後とも、地方税財政常任委員長として、地方税財源の確保・充実につながるよう、しっかりと努めてまいります。

**○岩切達哉議員** 都市部の思いもあろうとは思いますが、ぜひ地方の声を届けていただいて、どうしても、農業主体か、そういう企業が集中するかで、おのずと違って来るわけですので、それでも日本という枠の中でお互いに役割を果たしているわけですから、偏在を是正していくことは重要な取組になります。ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

地方自治という絡みで、地方の独自の判断の行政ということで、1問だけ取り上げさせていただきますが、鳥取県の出来事ですけれども、鳥取県が18歳以下の医療に係る自己負担を無料にすることを決めました。県と市町村で半分ずつ負担するそうですが、鳥取県の負担は17億円と試算されております。

6月議会でも前屋敷議員が求めましたけれども、我が会派としても、改めて求めたいと思ひます。

知事は「国の責任で」とお答えいただいておりますし、「強く要望している」とも答弁されております。強い要望と言うには、必要性を認識していることと思ひます。

宮崎県においても、18歳以下の医療に係る自己負担を無料化、鳥取県のように県で統一的に実施するとなれば、日本においては、群馬県、鳥取県に続く国内3番目ということになるのでありまして、国内トップクラスの子育て環境にあるということが大きく宣伝できる、移入人口も増加させることができると思ひますけれども、知事に伺いたいと思ひます。

**○知事（河野俊嗣君）** 子供の医療費に対する

助成は、その健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図る上で、大変重要な子育て支援策と認識しておりまして、県は市町村と連携して取り組んできたところであります。

これは地方の単独事業ではありますが、今は全国様々な自治体で同様になされている。ただ、財政力に応じて、そのカバーする範囲が違う。そのことがいかなものかという問題意識の下で、本来、この制度は国の責任において全国一律に行われるべきではないかと考えておりまして、全国知事会を通じて要望を行っているほか、「みやざきの提案・要望」の中でも重ねて要望を続けているところであります。

本県の子育て環境は、合計特殊出生率が示しますように、国内トップクラスにあると自負をしておりますが、さらなる充実を図るべく、都道府県では全国初めてとなる、おむつの定額利用料の支援のほか、病児保育の無償化など、きめ細かなニーズに対応した施策にも力を入れてきているところでございます。

大きな制度は、国のほうで、全国統一で行っていただきながら、地方の実情に応じてきめ細かく対応を図っていく、そのことが重要ではないかと考えており、現在、庁内のプロジェクトチームを中心に、これまで以上に踏み込んだ施策の検討も進めているところでありまして、引き続き、「日本一生き育てやすいみやざき」づくりに取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** また議論していきたいと思ひます。

次に、話題を替えまして、教育長に伺いたいと思ひます。

県出身歌手の米良美一さんに「みやざき読書アンバサダー」を委嘱したとのことですが、今回、米良さんにアンバサダーを委嘱し、その期

待する役割はいかなものなのかお聞かせいただきたいと思います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会といたしましては、これまで「読書県づくり」の取組といたしまして、どこでも本がある環境づくりや、読み聞かせボランティアなどの人材育成を行ってまいりました。

一方で、県民の皆様に読書の魅力をさらに伝えていくためには、一層の広報が必要であると考えております。このことから、歌を交えた読み聞かせ活動を行っていらっしゃる西都市民会館の館長、米良美一さんに「みやざき読書アンバサダー」をお願いしたところであります。

米良さんには、県主催のイベントなどを通して、読書についての、これまでの御自身の経験や熱い思いを交えて、読書の魅力を伝えていただきたいと考えております。この取組により、「読書県みやざき」を広くPRできるものと、大いに期待しております。

**○岩切達哉議員** 読書はいろいろなものを前進させる基礎になると思います。日本一にならなくても、今以上には頑張ってもらわないといけない課題だと思っております。図書館問題等について、山内佳菜子議員が一般質問でたくさん取り上げる予定でありますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、この夏、現役の高校生から突然電話がありました。朝の課外授業の中で教科書が進んでいくという内容です。「朝課外に参加するか否かを選択制にしたというのはうそだ。参加しない生徒は授業に追いつけなくなる」と言うのであります。この朝課外の課題は、これまで何度か取り上げてきました。教育長として実情は把握されているでしょうか。

また、私の近所の高校では、朝7時頃から生

徒を送ってくる自家用車の交通整理を先生方が行っておられます。

生徒は今、制度的に県内一円から入学してくるようになりました。そして、先生方の働き方を見直す課題も存在しています。そして、生徒の自己管理能力を伸ばさなければならないという話もあります。そういう意味で、朝課外の継続は時代にそぐわないというのが私の意見であります。

大分県や熊本県では一斉廃止をされた。そういう動きも踏まえて、責任を持って対応していただくよう強く求めたいと思っております。教育長のお考えをお聞かせください。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 朝課外は、保護者からの要請を受けて希望制で実施しております。その実施については、PTA総会で承認を得ることや、教科書の内容を進めないことなどを、校長とも確認しているところであります。

朝課外についてはこれまでも、生徒の進路実現の支援や経済的な負担軽減など、一定の役割を果たしてきたものの、一方で、社会情勢の変化もあり、実施については、様々な御意見があることも認識しております。このような中、今年度は、高等学校等37校のうち19校の実施となっております。

今後とも、生徒の学習環境の多様化や、教員の働き方改革の観点も踏まえ、生徒の学習習慣の確立につながる取組や、ICT活用等を含めた学習支援の方法について、一層議論を深めてまいります。

**○岩切達哉議員** 各学校長の領域ですから、なかなか教育長の立場で、やめますとかは言い切れないものもあると思っております。でも、世の中はこうですよと、きちっとアドバイスすることは必要だと思います。ぜひそのことを前進させて

いただきたい。いつまでもこのような電話が直接かかってきたり、現場を見る様子では、よろしくないと思います。

次に、子供の自殺予防の課題について、引き続き教育長に質問します。

おととしの全国の小・中・高校生の自殺件数は514人となりまして、国もその対策に一生懸命であります。

今、1人1台端末が提供されています。端末を使って、個別に子供の悩みにアプローチするとか、相談したいという思いが直接伝えられる、学校内で速やかに共有できる工夫など、既に他県ではなされているとのこと。

このような取組は、宮崎県内の学校ではなされているのでしょうか。あるとすれば、その相談体制について御答弁をお願いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 各学校では、1人1台端末を活用した健康観察や学校生活アンケートなどが行われて、その結果を教育相談につなげております。

県教育委員会でも、スマートフォン等から相談できる窓口を開設し、その窓口につながるバーコードを記載したカードを全ての児童生徒に配付しております。

端末からの相談も含めて、多くの相談が寄せられておりまして、教育委員会へメールで相談できる「ひなた子どもネット相談」には、昨年度1,500件を超えるアクセスがありました。

また、今年度開設した臨床心理士等の専門の相談員が対応する「宮崎県子どもSNS相談」にも、現在、900件に迫る登録がございます。

今後も窓口の周知に努め、子供たちの悩みに適切に対応できるよう、しっかり取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** 教育の場で対応いただいでい

るということでした。

この間、大人を含む自殺防止については、福祉保健部長の下で熱心に取り組んでいただいておりますけれども、子供の自殺防止に限って議論する場は設けられているのでしょうか。また、取組について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 本県では、子供の自殺防止に限って議論する場は設けておりませんが、知事を本部長とした各部局長による自殺対策推進本部会議や、学識経験者、子供関係団体代表者等から成る自殺対策推進協議会を開催し、子供の自殺を含む総合的な自殺対策について議論しております。

そこでの議論を通して、宮崎県自殺対策行動計画を策定し、子供・若者に対する支援を施策の一つに位置づけ、スクールカウンセラーの配置、電子メールやSNSによる相談対応、教職員に対し児童生徒が発するSOSの受け止め方に関する研修等に取り組んでおります。

今後とも、若年層の相談内容の傾向も踏まえながら、子供の自殺対策にしっかりと取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** 自殺対策を総合的に頑張らせていただいておりますけれども、2021年の県内の子供の自死は、衛生統計年報によれば、15歳から19歳未満という範囲でございますが、8人カウントされています。その前年の2020年は、10歳から14歳で2人、15歳から19歳で5人、合計7人。ゼロではない現実があるということを受け止めてほしいと思います。

さらに、高齢または中高年の自殺要因と、子供が自ら死を選んでしまう背景、要因は、おのずと違います。特別な対策が必要ということで、既にこども家庭庁等で対策会議が設置され

たと、各都道府県にも設置を頑張れと、こういうような話が出てきております。

そこで提案なんですけど、総合教育会議というのがありますけれども、総合教育会議の中で、「子供の自殺防止」を会議の議題として議論いただいて、教育委員会だけではなく県を挙げて、子供の自殺防止に取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 県では、知事と教育委員会が本県教育の課題を共有し、相互に連携を図りながら教育行政を推進するため、総合教育会議を平成27年に設置しております。

この会議では、これまで、いじめ防止対策や共生社会の実現、若者の県外流出防止などについて協議を行ってまいりました。

総合教育会議は、その時々教育を取り巻く諸課題について議論する場でありますので、教育委員会をはじめ関係機関と連携しながら、子供の自殺防止について、どのような協議ができるのか、検討を進めてまいります。

**○岩切達哉議員** 子供が自ら死を選ぶ子供の自殺について、しっかりと対策を取られるように強く要望したいと思います。子供は、本当は生きていきたいんだという思いを持ちながら、亡くなっていつているんじゃないかと、そういう文献も見せていただきました。ぜひそういう思いを支えられる社会になるように御尽力いただきたいと思います。

話題を替えまして、災害対策について伺いたいと思います。

トイレの男女比について、災害時の避難所についてのガイドラインでは、女性トイレは男性用の3倍という基準が出されています。実際に避難先となる各施設での準備状況について、危

機管理統括監に伺いたいと思います。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 災害時における避難所は、学校や公民館、福祉センターなど、国の基準に適合する施設を市町村が指定することとなっております。

こうした避難所におけるトイレの男女比については、内閣府が作成した「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に沿った運用が求められております。

避難所のトイレの設置状況について、県内幾つかの市町に聞き取りを行ったところ、例えば宮崎市や都城市では、マンホールトイレを設置したほか、避難所の状況に応じて迅速に仮設トイレが調達できるよう、民間業者と協定を締結し、ガイドラインに沿った運用ができる体制を整えているとのこととあります。

**○岩切達哉議員** 常備するということにはなっていないですけれども、仮設トイレやマンホールトイレなどの準備をしていると、こういうようなことであったと思います。

災害時に、小中学校の体育館が避難所となることが多いと思います。体育館のトイレが和式でありますと、高齢者の方はお困りになるのではないかと思います。体育館のトイレの洋式化の進捗について、教育長の御報告をいただきたいと思います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本県の公立小中学校の体育館におけるトイレの洋式化率につきましては、県教育委員会で把握しているところでは、令和5年9月の時点で約47%となっております。

議員の御指摘にもありましたように、小・中学校の体育館は避難所として使用する可能性が高いため、体育館にあるトイレの洋式化は大変重要であると認識しております。

県教育委員会といたしましては、引き続き、設置者である市町村と連携して、学校施設整備に関する必要な支援を実施してまいります。

○岩切達哉議員 避難先で腰を痛めたというわけにはいきませんので、ぜひ、それぞれ費用もかかることですが、よろしくお願ひしたいと思います。

災害対策に関連して、福祉施設には業務継続計画、いわゆるBCP作成が来年度から義務となるところです。例えば高齢者施設では、介護を要する高齢者を抱え、日頃からの準備が必要などありますが、義務化されるBCP作成支援の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(川北正文君) 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、継続的な介護サービスの提供が求められております。

サービスを継続するため、また、一時中断した場合であっても早期に業務再開するためには、BCPの策定が重要でありますことから、県では、介護サービス事業者に対して、今年度中に策定するよう周知、指導を行っているほか、関係団体からの依頼に基づき、職員が出向いて行う研修などにより、支援に努めているところです。

来年4月から策定が義務化されることから、年内には新たにオンラインを活用した研修を行うなど、BCPの円滑な策定に向けて支援してまいります。

○岩切達哉議員 防災関連で最後に、消防学校における訓練施設の充実について伺いたしたいと思います。

実火災訓練施設について研究課題としている旨、昨年9月議会で答弁がありましたけれど

も、その後の検討状況を危機管理統括監からお聞かせください。

○危機管理統括監(横山直樹君) 近年、火災の発生件数は減少傾向にあり、現場活動経験の少ない消防職員や消防団員が増加しております。一方、高気密・高断熱住宅等の普及により、建物火災において、急激に炎が広がる現象に遭遇する危険性が高まっております。

実火災訓練施設は、火災時の炎や高熱、煙などを体感しながら消火訓練を実施できるため、消火・救助の対応力向上に有効な施設であります。

このため県では、他県の整備状況についての情報収集や、東京消防庁の訓練施設の視察を行ったところでありますが、今後、県内各消防本部をはじめとする関係者の意見等も伺いながら、整備費用や訓練内容、運用体制など様々な観点から、必要な検討を行ってまいります。

○岩切達哉議員 よろしくお願ひしたいと思います。期待しているところでございます。

話題を替えます。燃油高騰の影響で、じんかい収集車両、いわゆる一般ごみなどを積む車両でございますけれども、じんかい収集車両がガソリン代の影響を受けていると伺っているところであります。町をくまなく回って家庭ごみを集めるわけですから、ガソリン代が高くなると影響は大きいということでもあります。

環境森林部では、一般廃棄物、産業廃棄物などの収集運搬業の皆さんの、燃油高騰に係る課題について把握されているでしょうか。

全国の一部の市町では、廃棄物収集運搬業者に支援を行っているようでありますけれども、宮崎県内において、このような支援の状況があるでしょうか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長(殿所大明君) 原油高に対し

では、国による燃油価格の高騰抑制対策とともに、県においても、交通・物流事業者に対する補助を行っており、この中に一部、廃棄物収集運搬事業者も含まれております。

また、家庭用一般廃棄物の収集運搬を委託している市町村においては、燃油価格を考慮した委託料の積算や改定が行われていると伺っております。このようなことから、県内においては、現在のところ、廃棄物収集運搬事業者への支援を要する状況には至っていないものと考えております。

しかしながら、廃棄物処理は、県民の生活環境の保全や公衆衛生の向上に欠かすことのできない重要な役割を担っておりますので、今後の状況を注視してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 家庭ごみの収集は、本当に大事な公共サービスです。それぞれの市町の役所が中心なんですけれども、契約により一定の価格でやっていらっしゃると思うんです。そうした中、こういう物価高、原油高という状況が新たに発生している。役所が契約改定をせずに昔の価格のままということになれば、今、労働者の賃上げとかの話題もある中で、厳しくなるわけです。ぜひ注目して、必要な場合には助言などしていただけたらありがたいと思っております。

続いて、環境森林部長にお尋ねしたいと思っております。

分収造林が活発に行われた昭和30年代から40年代、その時代に植えた木が伐採期を超えています。分収林に参加した住民の皆さんから、存命のうちに、本来の契約期間が満了した分収林をぜひ伐採してほしいという相談を受けました。

内容は、森林管理署の判断で、40年の契約期

間を超えても切ってもらえないということで、相談者は、伐期をこれ以上延ばすと、自分たちはこの世にいなくなり、相続人等の複雑な問題になっていくという話でありました。

契約書にある40年とかの期間到来により、伐期となった分収林について、住民の意向に沿う形ではなく、国などの分収林経営者の意向で伐採ができない実態があるのでしょうか、環境森林部長、お聞かせください。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 県では、現在、約5,000ヘクタールの県行分収造林の経営管理を行っており、その多くは伐期を迎えております。

分収造林契約に基づく伐採時期が集中する場合には、伐採量の急増による木材価格の下落や、伐採作業の労働力不足などが懸念されることから、伐採面積の平準化を図るため、契約者に十分説明を行い、理解を得た上で、契約延長の進めようとしております。

また、林業公社の分収林においても、県と同様の対応をしておりますが、国などが行うその他の分収林の状況につきましては、県では把握しておりません。

**○岩切達哉議員** おっしゃるとおり、こういう状況なのでと納得いただければ、当然そのとおりになろうかと思っております。この御相談いただいた中身は、そういう納得があったのかどうかという問題かなと想像します。

それでも同じ土地の所有者、国だったり県だったりとかで分けられますけれども、同じ宮崎県民、林家の皆さんの悩みでありますので、ぜひ心温かく寄り添っていただくよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、原油価格・物価高騰対策として、農林漁業者への支援がなされているところでござい

ますけれども、農林漁業者の例えば離農、法人の解散など、支援はすれど厳しい結果となったということはないか、心配であります。

また、それぞれの1次産業における生産コスト上昇を、それぞれの生産物に順調に価格転嫁できているのか、現状を農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 長引く物価高騰が生産者の経営を圧迫する中、生産コストの上昇分を取引価格へ適正に転嫁しにくいことが、農林水産業の大きな課題として顕在化しております。

このような中、国においては、食料・農業・農村基本法の見直しに向け、適正な価格形成の仕組みを構築するための議論がなされております。本県からも、生産現場の実情等を踏まえ、要望を行っているところです。

また、県においても、生産・流通・販売のそれぞれの代表者による意見交換会を開催するほか、啓発動画による消費者の理解醸成に取り組んでおります。

県としましては、国の状況も注視しながら、生産コストの取引価格への価格転嫁が進むよう、引き続き取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** 続いて、昨日の質問にもありましたので、重ねて申し訳ないですけれども、家畜市場において子牛価格が異常な安値となっていることについて、原因をどう捉えているのか、畜産農家に対し、これから行う支援と一緒に御答弁いただきたいと思っております。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 子牛価格の下落につきましては、牛肉需要の低迷を背景とした枝肉価格の伸び悩みや、配合飼料価格の高止まりにより、肥育農家が子牛の購入価格を抑えていることが主な要因として考えられます。

このため、宮崎牛の消費拡大に向けたPRや、配合飼料価格安定制度の生産者積立金の一部支援に取り組んでいるところです。

加えて、子牛価格下落の緊急対策として、今議会をお願いしております宮崎県和牛繁殖経営維持緊急対策事業では、国の事業に合わせて県独自の補助を行うとともに、高齢母牛の更新を支援することにより、農家の経営改善を図ることとしております。

今後とも、農家の声を伺いながら、市場価格などの動向を注視して、必要な対策を講じてまいります。

**○岩切達哉議員** 飼料が高くなっている、餌が高くなっているというのは承知しておりましたが、牛肉の需要が低下しているということについては承知しておりませんでした。肉をみんなで食べられる、そういう社会をつくっていかないといけないということだろうと思っております。

続いて、水産物についてであります。

福島第一原子力発電所から発生する放射性物質を含む水が海洋投棄されていますけれども、薄めて放出しているので安全という意見や、計測されていない核物質があるので危険とか、プランクトンから大型魚まで、食物連鎖による放射性物質の生体凝縮がなされ、最終的に人の口に入ることになるという意見など、様々出ています。

今後、この放水によって、宮崎県の漁業に対する影響と検査などの対策について、農政水産部長の考えを伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** ALPS処理水が放出されている海域の沖合では、5月から10月頃にかけて本県漁船が操業し、宮城県などに水揚げしております。

この海域では、国が水産物や海水のモニタリングを実施しており、これまでのところ、安全性に問題はないことが公表されております。

また、県では、本県漁船の水揚げ地の販売単価を調査しており、これまでに単価の下落などの影響は確認されておられません。

しかしながら、処理水の放出は長期にわたることから、引き続き、国のモニタリング結果や市場等の状況を把握するとともに、必要に応じて、国の「水産業を守る」政策パッケージの活用など、漁業者が安心して操業できるよう、関係団体と連携して対応してまいります。

**○岩切達哉議員** 一般に、野菜にしろ、農畜産物にしろ、水産物にしろ、第1次産業に従事する皆さんは、この国で暮らす人々の食料を確保するために一生懸命頑張っていたいただいているところでございまして、第1次産業の従事者は、十分に守られていく必要があると思います。ぜひそれぞれに十分な対策を今後も強化されるように要望しておきたいと思います。

次に、県土整備部長に伺います。

県道、国道において、除草剤の影響で茶色に変色した草が今年の夏も目立ちました。草刈りの予算が限られているというお話です。大雨の際には、排水溝周辺の草が排水を邪魔して、道路が冠水するということが起きています。

私はこれまでも、議場において、人手不足に対応していくためにも、費用削減のためにも、草刈りの機械化・合理化を繰り返し提案しています。

この夏には、NEXCO3社グループ技術交流会という場所で、車両積載型の草刈り機が紹介されていました。

それら草刈り機械の導入を前提として、業務の省力化を図り、道路環境の美化に努めてほし

いのですが、県土整備部長のお考えをお聞かせください。

**○県土整備部長(原口耕治君)** 道路の草刈りは、道路利用者の安全確保と良好な沿道環境を形成する観点から、重要な取組であります。限られた予算の中、質の高い維持管理を行うためには、作業の効率化等が課題となっております。

草刈り作業の機械化につきましては、道路際には縁石や防護柵などの施設があり、形状に合わせるための機械の性能向上や、維持していくための費用など、多くの課題があることから、全国的に普及が進んでいない状況にあります。

県としましては、業界の人材不足も懸念される中、新技術の開発の動向を注視するとともに、同様の課題を抱える九州各県と意見交換を行いながら、引き続き、効率的な道路の維持管理に努めてまいります。

**○岩切達哉議員** 部長がおっしゃった「良好な沿道環境」、このためにずっと申し上げています。良好な沿道環境は、まさに観光宮崎としてお招きする観光客のためにも必要なことですので、ぜひ、これからも道路の草刈りを頑張っていたいだきたいと思います。

次に、病院局長に伺います。

延岡市では「空飛ぶクルマ」が話題になり、その話は、県北の救急救命体制を絡めているようであります。

議論の中では、「空飛ぶクルマ」で医師を運ぶとかの考えも示されているとのことですが、病院局においては、この話題について、どのように関与なり、市側から情報提供が行われているのかをお聞かせいただきたいと思います。

**○病院局長(吉村久人君)** 「空飛ぶクルマ」を活用したプロジェクトに関して、延岡市から

初めて具体的な説明がありましたのは、令和4年6月であります。その際、同プロジェクトが国の交付金事業として採択され、救命救急医療への対応力強化を図っていく旨の説明がなされるとともに、県立延岡病院の協力を依頼されたところです。

延岡病院といたしましては、その依頼に応える形で、市が設置した同プロジェクトの推進主体に、宮崎大学医学部附属病院、延岡市医師会とともに、オブザーバーとして参加しております。

また、先月22日に開催された事業検討会に、地元医療機関として延岡病院が出席し、今後の具体的なスケジュール等について説明を受けております。

**○岩切達哉議員** この課題については、関連質問として松本議員に引き継ぎますので、議長のほうでお取り計らいをよろしくお願いいたします。

**○濱砂 守議長** 通告がありますので、関連質問を許します。

なお、発言時間は、主質問者の質問時間の範囲内となります。松本哲也議員。

**○松本哲也議員** 議長の許可をいただきましたので、延岡市における「空飛ぶクルマ」について、関連質問をさせていただきます。

少し「空飛ぶクルマ」について説明いたしますと、車のように空中を移動可能な乗り物ですが、実は明確な定義はないようです。乗車可能なドローン、プロペラのついた電気自動車など、開発者の主張で「空飛ぶクルマ」と言えるようです。

車とはいえ、必ず道路を走行するものではありませんが、今一番開発が進められているのがドローンを大きくしたタイプで、多くの方がこ

のイメージではないかと思います。2025年国際博覧会（大阪・関西万博）において、運行実施を目指して取り組まれている段階のものです。

そのような中に、延岡市が国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して取り組む事業の一つに、「空飛ぶクルマ」も見据えた新たな救急搬送体制づくりがあります。

事業では、延岡・県北の課題として、「救急現場への到着時間や救急病院への搬送時間の短縮化」「ドクターヘリの片道15分圏の外」が挙げられています。

目指す姿は、「搬送時間の短縮・迅速な受入・スピーディーかつ適切な医療処置により、市民の救命率を向上させ、助かる命を大幅に増やす」となっています。

そこで、今後の県の役割についてお尋ねいたします。

先ほどの岩切議員の質問への病院局長の答弁では、延岡病院は市のプロジェクトにオブザーバーとして参加、先月開催の事業検討会には、地元医療機関として出席されたとのことでした。

延岡市では、この事業をめぐる、様々な議論が行われています。市は、「これまで節目節目で県や近隣自治体には、事業の内容や現在の状況を説明している」と議会で答弁されています。

そこで、県立延岡病院において、延岡市が進める「空飛ぶクルマ」に対して、今後どのような役割を果たしていくのでしょうか、病院局長にお尋ねいたします。

**○病院局長（吉村久人君）** 県立延岡病院は、県土の約4割を占める延岡西臼杵医療圏及び日向入郷医療圏をカバーし、高度医療や救急医療を提供する中核病院として、その役割を果たしているところであります。

「空飛ぶクルマ」につきましては、山間部を多く抱える県北地域の救命救急医療の強化に向け、今後、技術面での検証や運用体制の在り方など、様々な角度から検討がなされていくものと認識しております。

このようなことを踏まえ、延岡病院といたしましては、県北の三次救急医療を担う立場から、救命救急や災害医療の現場で実際に活用するために必要な助言等を行ってまいりたいと考えております。

**○松本哲也議員** それでは、次に移りますが、延岡市は、この事業の説明資料において、空飛ぶクルマサービスの導入が急務であるとして、「周辺自治体の医療体制強化にも貢献」や「県ドクターヘリやドクターカー、救急車との連携により、更に効果的な運用が可能」であることを導入のメリットとしております。

しかし、日向入郷医療圏や西臼杵郡の県民の方々から、この事業が進むことによって、県北へのドクターヘリ配備に影響を与えないのだろうか、私には多くの問合せがありました。

私の先輩議員で、勇退されました満行潤一さんは、都城市選出であります。これまで九州各県の広域連携や隣県との相互応援協定の視点など、具体的な事例を織り込みながら、県北へのドクターヘリ配備の必要性を何度も訴えてくださいました。知事の答弁では、「導入は有益であるが、財政上の課題が大きい」とあったようです。

先ほどの病院局長の答弁にありましたように、延岡西臼杵と日向入郷の医療圏は、県土の約4割です。ドクターカーの運行は大変ありがたい、感謝を申し上げます。ですが、高速道の整備状況や地理的な事情からいたしますと、ドクターヘリの配備は、広域行政を担う県に何と

しても導入・整備を行っていただきたいのです。

そこで、県立延岡病院へのドクターヘリ2機目導入に対する県の考え方について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 県立延岡病院にドクターヘリを導入することは、延岡西臼杵や日向入郷医療圏の救急患者の救命率の向上など、救急医療体制の充実に有益であると考えております。

一方で、新たにドクターヘリを導入するためには、ヘリの格納庫の整備などの初期導入費用や、年間約3億円の運航経費の負担のほか、救急専門医や看護師などのスタッフの確保などの課題があることから、慎重に検討する必要があります。

県としましては、まずは、令和3年度に導入された県立延岡病院のドクターカーの安定した運行が図られるよう、引き続き、宮崎大学と連携した救急医の養成と地域への派遣などを推進し、県北の救急医療体制の充実に向けて取り組んでまいります。

**○松本哲也議員** 延岡市では、「県立延岡病院との協議の中で、この取組によって延岡での研修や勤務が期待できることが指摘されている。県立延岡病院としても、空飛ぶクルマが新たな医師確保をもたらすことを期待している」と議会答弁されています。ぜひ様々な角度から、医師確保を含め、県北地域における救急医療体制の充実に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、市が設置したプロジェクトに、宮崎大学医学部附属病院や延岡市医師会もオブザーバーとして参加されているということは、少し安心いたしました。

しかし、「空飛ぶクルマ」は実証実験中であり、その飛行時間や飛行距離など、クルマの性能もまだまだ不明です。「空飛ぶ救急車」ともお聞きしています。ドクターヘリを補完するものと思いますので、県においては、市の取組にアドバイスを行いつつも、しっかり配備に向けて検討を行っていただきたいと思います。

県北地域の救急医療体制の充実にはドクターヘリが必要です。早期に導入されることを期待し、今後も引き続き議論させていただきたいと思います。

以上で、私の関連質問を終わります。

**○岩切達哉議員** では、最後の質問を私のほうから行いたいと思います。

企業局長に伺います。一ツ瀬川ゴルフ場の経営継続についてであります。

8月の台風第6号によって冠水したと聞きます。被害状況と、今後ますます悪化が予想される気候危機の中、ゴルフ場経営継続に対する考えをお聞かせください。

**○企業局長（井手義哉君）** 一ツ瀬川県民ゴルフ場につきましては、去る8月9日に台風第6号の影響で冠水し、ゴルフコース内に土砂や流木が流入したほか、バンカーから砂が流出したことから、復旧作業のため8日間の臨時休業となりました。

当ゴルフ場は、河川敷を利用しているため、大雨等による冠水被害を受けやすい環境にありますが、被害が一定程度の範囲内であれば、営業努力等により収益の確保は可能であると考えております。

企業局としましては、災害のリスクや今後のゴルフ人口の動向も注視しながら、引き続き、利用者のニーズに応えたコースづくりや各種コンペの開催など、指定管理者との緊密な連携に

より、一層の集客力の向上を図り、安定経営に努めてまいります。

**○岩切達哉議員** 多岐にわたる質問にそれぞれお答えいただきました。女性の問題、子供の自殺の問題、声なき声にも県は対応いただかなくてはならない、本当に大変な思いをさせるわけなんですけれども、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○濱砂 守議長** 以上で代表質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時16分散会

